

官報

号外

昭和三十五年三月二十八日

○第三十四回 参議院會議録第十三号

昭和三十五年三月二十八日(月曜日)午
前十一時二十分開議

議事日程 第十三号

昭和三十五年三月二十八日

午前十時開議

- 第一 公立学校の学校の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
衆議院送付)
- 第二 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 不動産登記法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(松野鶴平君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る二十一日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 安井 謙君

同 羽生 三七君

同 市川 房枝君

決算委員

議院運営委員

懲罰委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

佐野 廣君

川上 為治君

小平 芳平君

堀木 鐵三君

阿具根 登君

原島 宏治君

川上 為治君

佐野 廣君

白木義一郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日議長において、左の特別委員の補欠を左の通り指名した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案

酒税法の一部を改正する法律案

海岸法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

昭和三十一年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十一年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十一年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十一年度政府関係機関決算書

昭和三十一年度国有財産増減及び現在額総計算書

昭和三十一年度国有財産無償貸付状況総計算書

昭和三十一年度物品増減及び現在額総計算書

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

同日本院は、左の件を議決した旨内閣に通知した。

法務委員

農林水産委員

予算委員

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

亀田 得治君

山口 重彦君

羽生 三七君

東 隆君

林田 正治君

永末 英一君

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

同日委員において当選した理事は左の通りである。

昭和十五年三月二十八日 参議院會議録第十三号 議長の報告 會議 議事日程追加の件 自治庁設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

に基づく首都圏整備計画作成及び実施状況報告書を受領した。

去る二十三日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託
国有財産法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

同日加藤シヅエ君外五名から左の議案が撤回された。

行政との深い関連にかんがみ、これを地方自治を所掌する責任省に統合し、その責任態勢を確立することが、消防行政を伸張させるゆえんであると考えられるのであります。これがため、自治庁に国家消防本部を統合して自治省を設け、国家消防本部は、その外局とし、以下、本法案の内容について御説明申し上げます。

第一は、自治庁設置法を改めて、自治庁を自治省とし、国家消防本部をこれに統合して、自治省の外局として消防庁を置くこととするものであります。自治省の権限は、現行の自治庁及び国家消防本部のままであります。また、省の設置に伴い、従来、内閣総理大臣の権限に属していた事務が自治大臣の権限に移ることになりますので、これがため、必要な条文の整理を行なうことといたしました。なお、消防庁の組織、所管事務及び権限は、従前の通り、消防組織法の定めるところによるものとしたのであります。

第二は、自治省の機構につきましても、内部部局はすべて現在の自治庁のままとし、付属機関として、従来の自治庁の付属機関のほかに、これまで総理府の付属機関であった奄美群島復興審議会を移管し、自治省を置くこととしたのであります。

第三は、自治省の設置に伴い、職員

の経過措置を定めるとともに、関係法律の整理を行なうことといたしましたのであります。

以上が自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨でございます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇、拍手〕

○松澤兼人君 ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案につき、日本社会党を代表して、数点質問いたしたいと思います。

政府の説明によりますと、今回の法律案は、自治省を設置して、従来の事務のほか、国家消防本部を統合して消防庁とし、これを外局とすること、総理府の付属機関である奄美群島復興審議会を自治省の付属機関とすること、及び関係法律の整理をすることを内容とするものであるようであります。従来考えられていました大規模な構想を放棄して、とりあえず庁より省への昇格のみを規定したものと考えられます。しかし、この問題は従来から論議のあつたものでありまして、これを契機として、われわれが心配しているような事態に発展するのではないかにいて、いまだ不安が解消されていません。従って、以下重要な点についてあえて質問をいたすのであります。内閣

総理大臣並びに自治庁長官から率直な所信を伺いたいと思ひます。

まず第一に、自治省設置の方向に踏み切り、法案の提出を見るに至つた背後の力として、当然、問題としなければならぬ点は、設置を強く要望する側の代表選手が、旧内務官僚と称せられる多くの人々であつたのではないかと、この疑念であります。旧内務省が警察権力をその手におさめ、電話一つで全国の警察に指揮命令を下し、自己に不利な勢力の弾圧に狂奔し、道府県行政にも知事を意のままに動かして往年の夢をもう一度呼び起こそうとするのが、今回の自治省設置のねらいであるとも言われるのであります。国民はこれを危惧し、やがては自治省が警察権力まで傘下におさめ、さらには知事の官選を断行して、究極的に内務省の権限の復活を企てようとする意図があるのではないかと憂へているのであります。確かに、自治省が自治省に昇格することは、地方行政の運営を有効適切ならしめる点に有利なる期待もできるのであります。地方団体側からこれを要望するものも、理由の一つはそこにあるのであると考えられ、また、対大蔵省交渉等においても、地方行政の確保と進展に裨益するものである点も、十分な点ではないのであります。以上のような内務省の復活をこの法案の中で企図しているとすれば、一利一害というよりは、むしろ弊

害の点がきわめて強く出て、国民の憂慮を払拭するわけにはいかないのではありません。これに対する政府の保証こそ、何よりも国民の聞きたいところでありまして、総理の明確な答弁をいただきたいと思ひます。

すなわち第一に、警察行政は、本来の民主的分権的な方針を堅持し、これ以上に権力の集中強化を行なわず、民主的原理によつて運営をしていく考えであるかどうか。

第二は、府県行政における中央の人事介入の危険についてであります。政府与党の中には、しばしば知事官選や地方人事の停滯に関する意見を聞くのであります。知事の公選は府県行政の民主的基盤であり、もしこの線がくずれ去ることがあれば、他は推して知るべきであります。また、もう一つの心配は、府県職員の人事につき中央の干渉が行なわれないかどうかの点であります。現在、従前と異なり、都道府県間の人事の交流が困難となり、府県職員の人事はある程度沈滞していると見られる節もあります。昇給昇格が停滯して、ある者は全国一貫した人事交流を要望している向きもないではありません。しかし、もし設置を予定されている自治省がこの声に耳を傾け、地方職員の任免交流に積極的発言を確保するようになれば、地方分権と民主制度を基礎として戦後再出発した地方自治は、再び中央の強権支配に

よつてじゅうりんせられ、地方自治の本旨が抹殺せられるおそれが生じてくるのであります。すでに府県警察の幹部は中央の任命でありまして、必ずしも右のような心配がなしとは言えないのであります。今回の自治省設置は、かかる人事の中央支配については何らの権限もなく、将来も積極的に地方人事に介入する意図のなきことを明確に宣明せらるべきであると信ずるのであります。政府の所見を伺いたいと思ひるのであります。

第三に、サービス行政を主体とする地方自治体が、中央の権限強化によつて、お役所的行政、官僚的運営に移行することのない保証があるかどうかであります。

さらに、総理大臣にお尋ねいたしたいことは、この法案と時を同じうして問題となつております新しい安保条約の關係であります。新安保条約の実施の前提として、安保体制強化の必要性は、一部ではすでに話題となつてはいるのであります。過日の予算委員会において、わが党の木村委員の質問に答えて、防衛庁長官は、機密保護法は昭和四十年には必要となつてくるであろうと言つてゐるのであります。新安保実施に要する条件を逐次整備することの必要は、政府内部においては、ひそかに日程に上つてゐるものと想像されるのであります。この法案がその一環であり、その他、警察権力の集中強化、

民主的行政組織の官僚化、人事院の廃止と政府職員の人権の制限など、一連の反動政策の実現の可能性を憂慮するものでありますが、これらに対する総理の見解を伺いたいと思ひます。

さらに、最初警察法が成立した当時におきましては、警察権が政府の不当なる権力介入を排して民主的に運営されなければならぬという趣旨に基づいて、行政委員会としての国家公安委員会を設置し、国の公安にかかる警察運営をつかさどり、「その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由干渉にわたる等その権限を濫用すること」のないようにし、さらに「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障」してゐたのであります。しかるに、政府は、昭和二十九年第十九回国会に警察法の改正を強行し、われわれの反対にもかかわらず、これを成立せしめたのであります。この改正は、民主警察の根本を否定し、往年の政治警察の復活をはかるものでありまして、その具体的な現われの一つが、国家公安委員長は國務大臣をもつて充てるといふ警察法第六條の規定であります。これは明らかに、行政委員会たる国家公安委員会の公正性、公平性を失はしめ、政党内閣の反動的偏向が國務大臣たる国家公安委員長を通じて委員会に働きかけ、選挙干渉、人事介入のごときおそ

るべき事態が発生するおそれがあることを、わが党が指摘したのであります。が、われわれが会期延長の無効を主張して会議に参加しない間に、委員長の中間報告を自民党のみで可決するといふ異例な手続によつて成立したのであります。この際、政党内閣の警察権介入を是正する重大なる意義にかんがみ、警察法を改正し、国家公安委員長の國務大臣兼任制度を廃止して、国家公安委員会を本来の公平中正なる性格に復元する意思がないかどうか、伺いたひのであります。

自治行政の面におきましては、町村合併、新市町村建設促進等、新しい町作り、村作りの方向に進みつつあるものであります。これに関連して、府県段階においても、府県の統合や道州制の問題などが取り上げられてゐるのであります。この問題は一応、地方制度調査会において地方制の多数意見が答申となつてゐるものであります。が、反面、府県統合、現状維持等の意見があつたのであります。政府自身としてもこの問題に対する基本的な態度が決定を見ていない状況であります。

従つて、今後事情によつては、道州制、地方制、府県制の問題が再燃しないとも言えないのであります。これについての御見解をお尋ねしたい。なお、これに関連して、もし、かりに地方制が問題となるとすれば、地方制の知事というか、その首長は、公選によ

るものであるか、また任命によるものであるか、総理に案があればお示し願ひたいのであります。

今回の改正により、自治省は、消防本部を消防庁とし、省の外局としてその行政の中に取り入れ、水災等の災害の防除に資する事務を行なうことになるのであります。大都市消防はその施設の拡充等において見るべきものがあるものであります。全国的に見るならば、いまだ設備も充実せず、わが国建築物の特殊性も加わり、火災件数及び損害額は依然として減少せず、問題を残してゐるのであります。省の設置とともに、わが国の消防運営につき画期的な方策を打ち出すべきであると信ずるのであります。消防施設の拡充、その財源の措置につき、所見あらば自治庁長官から伺いたひと存じます。

昭和二十八年九月、地方団体の軒並み赤字時代から、町村合併促進、財政再建、新市町村建設と、一連の施策と地方団体及び職員の努力によつて、最近安定期に入つたようにも見受けられます。が、災害及び所得税減免のはね返りによる財政収入の減少は市町村財政を圧迫し、施策のいかによつては再び財政状態が悪化する危険がないとは言えない状態でありまして、新市町村建設はわが国の民主主義の基盤をなすものであつて、その建設計画の完全な遂行は、単に地方自治の命運のかかわる

ところであるのみでなく、わが国の政治の民主化のためにも緊要の問題であることは言を待ちません。この際、法令、行政の面においても同様にこれが推進に力をいたすことは当然であると信じられるのであります。われわれはこの点について次のような見解を持つてゐるのであります。自治庁長官に御所見を伺いたひと思ひます。

一、交付税の特例措置の実質を確保して、新市町村建設に財政的裏づけをなすべきではないか。

二、地方財政計画の中における単位の費用の計算において、実際に即した方法をとること、臨時的経費を十分に算入する措置をとるべきではないか。

三、新市町村建設、新農山漁村振興計画、文教施設の拡充整備、電信電話事業の整備、有線放送等、一連の計画事業は、それぞれ所管官庁、公社等、個々別々に行なわれてゐるが、これを総合一体の対策とすべきではないか。

次に、現在の市町村職員の身分、待遇に関する問題であります。地方公務員法によると、市町村職員はすべて「平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分……政治的意見若しくは政治的所属關係によつて差別されてはならない。」こと、特に、その「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」ことになつており

ます。しかるに、現実には、市町村、特に町村の職員は、封建的後進的な農村環境の諸条件により、その身分は旧態依然たる状態であり、町村長の一挙一動に影響されることが多く、給与制度も必ずしも確立されてゐるとはいえないのであります。町村合併により、町村事務は漸次近代化され、その能率も著しく上がつてゐるのであります。が、給与制度はいまだ近代化されず、国の職員の給与に準じなければならぬにかかわらず、著しく低位にあることは、三十三年七月一日をもつて行なわれた自治庁の実態調査によつても明らかであります。この際、新たに設置される自治省において、新市町村の給与制度に抜本的改善を加え、国の職員に比して著しく低位にある市町村職員の給与を是正し、国の給与に準ずるの措置を講ずる意思があるかどうか、右に關し、何らかの制度上の措置が講ぜられるとすれば、財源の面においても国がこれを確保し指導する意思があるかどうかについて、明確な御答弁をわすらわしいと思ひるのであります。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○國務大臣(岸信介君) お答えいたします。

第一は、この自治省設置は旧内務省の復活を考えてゐるのではないかと

る御質問であります。御承知のように、旧内務省においては、中央集権的な地方制度と警察制度というものを前提としておったものであります。これは現行憲法におきまして、そういうことは考えられないのであります。私どもの今回のこの改正は、決して御心配になつてゐるような内務省の復活を意図してゐるものでは全然ないのであります。

次は、知事の官選及び自治省ができることによつて地方自治における人事に介入するようなことにはならないかという御質問であります。これは言うまでもなく、現在の憲法で、地方公共団体の組織運営というものは、地方自治の本旨に基づいて定められなければならないことは言うを待たないのであります。従つて、知事の官選というようなことは考えておりませんし、また、府県の人事に自治省が介入するということのようなことは毛頭考えておらないのであります。

次に、地方行政の本体はサービス行政であるべきはずだが、今後これが官僚的な行政に変わっていくようになりはしないかという御質問であります。が、御説のように、地方行政はサービス行政を主体とするものであることは当然であり、これを育成していくことが必要なのであります。その健全な発達をはかるために、それをお世話する国の行政機構を整備しようというの

にすぎないのでありますから、今後この地方行政の本体を変えろというより、なことは毛頭考えておりません。

次に、安保条約の改定と今回われわれが提案した自治省設置と関係があるような御質問でありましたが、これは申し上げるまでもなく、全然関係があるわけではございません。この自治庁を自治省に改めるといふ問題に關しましては、御承知のように長い間各方面で論議され、行政審議会におきまして十分公平な第三者も入れて審議して、その答申に基づいてこれを作っておるものであります、安保改定とは何らの関係はないのであります。

なお、この安保条約の改定とか、秘密保護法の問題等についてとか、あるいは警職法その他法律の改正問題が御質問にもあつたようであります。もちろん、秘密保護法が必要であるかどうか、あるいは警察官職務執行法が現在の規定で適當であるかどうかというようなことについては、政府は常に各方面から検討はいたしております。しかしながら、いわゆる新安保体制という一つの体制にあつて、そのうちにそういうものが当然含まれてくるというふうには私どもは考えております。

警察法の改正、いわゆる国家公安委員長に国務大臣をもつて充てるとした二十九年の警察法の改正をさらに改めて、これを兼務させないようにしたら

どうかという御意見でございます。警察制度を中正な立場に置き、中立的立場に置いていかなければならないという御趣旨は、私どももそう考えます。

しかし、そのために、戦後におきまして、公安委員会というふうな制度ができ、その運営におきましても、民主的な、そうして中立的な、中正を守るような運営がされてきております。二十九年のこの国務大臣を兼任せしめた理由は、言うまでもなく、この公安委員会の運営と内閣との間の關係を緊密にするというだけでありまして、これの中正を害しないように、委員長は表決に加わらないようにされております。その後の運営を見ましても、この警察制度の運営の中立が私どもはそこなわれているとは全然考えておりません。

次に、いわゆる道州制、地方制度審議会の答申による地方制の採用の問題についての御質問であります。いろいろ交通や通信等が発達し、経済關係といふようなものが従来の府県制度のままで行政がやられ、自治体として健全な発達をする上において再検討を要する時期であることは、私どもも認めております。しかし、直ちにこれを道州制とかあるいは地方制というよりなものの採用していくかどうかということについては、何分にも大きな影響がある問題でありますから、審議会の答申は一応ございしますが、政府においては慎重に各方面から検討いたしてお

ます。まだ結論を得ておりませんので、これに対する政府の意見は今日まだ申し上げることができないのであります。（拍手）

拍手

○国務大臣（石原幹市郎君） 　お答えい

消防庁が外局として誕生するに際して、消防施設の拡充について画期的な方策を講ずべきではないかという御意見でございます。私もその通り考えておるものでございまして、最近、この消防施設に対する、ことに町村消防に対する補助は毎年予算も増額されてきております。また、起債のワクなども、三十三年、三十四年と比べまするといふと、倍額くらいになっておるのでございます。

なお、私は、自治体消防の消防関係者の給与の実態等もよく調査をいたしまして、いかに義勇消防とはいへ、ある程度の待遇、給与等を与えるべきじゃないか。三十五年度におきましては、そういう実態調査等もいたし、給与並びに災害に対する補償等の万全を期しまして、消防施設の充実を期していきたいと思つておるのであります。これらの財源につきまして、いろいろ意見、説もあるのですが、これらのさらにはさらに中央地方を通ずる税制全般の改正の際に、従来論議されておりまする案を取りまとめていつてみた

い、かように考えておるのでござい
す。

新市町村建設について、いろいろ御意見がございました。町村合併も大体その目標を達成して参りましたので、今後は新しくできました市町村の育成強化に努めて参らなければならぬことはもちろんでございます。それらの一つの措置といたしまして、従来交付税に対する特例措置がとられておったのであります。が、五年で大体解消されるということに建前はなっているのでございますが、私どもは、今後も市町村に対する全体のワクをふやしまして、そうして単位費用を上げる等の措置をとりまして、これらの新しい市町村の育成に十分の金が回るようにいろいろな配慮をめぐらしていきたい、かように考えておるのであります。ことに、小中学校の学校の合併等によりまする特例措置も、従来一年でありましたのを三年間に延ばすとか、いろいろの措置を講じております。なお新市町村の育成につきましては、各省関係の予算に、農林省、あるいは郵政省、建設省、各省関係にいろいろのものがございします。現在、自治庁の振興課があつて、せん役のようなことをやっておりますが、私は、将来やはり連絡会議のようなものでも作りまして、各省の予算に載っております新市町村の育成というふうなものの予算を総合的にうまく活用できるような機構を考えていっ

たらしいのではないか、かように考えているものでございます。

地方公務員の身分、待遇につきましては、御指摘のように、ことに町村の職員の待遇が非常に低いと思うのであります。いろいろ指導等も加えているのでございますが、地方財政計画におきましては、大体国家公務員に準じましたいわゆる平均基準をもちまして、財政計画に立てていっております。

ことに、昭和三十三年七月に行ないました実態調査に基づきました基準、あるいはまた人事院勧告等によりましていろいろ国家公務員の勧告に準じた給与水準によりまして、財政計画には計上しておるのであります。何分にも町村全体の行政水準が低いので、これら財政計画には載っておりまして、その金を他の行政費の方へ使つていく傾向があると思うのであります。

御指摘のごとく、今後さらに十分なる指導を加え、あるいは基準条例の改正をはかるとか、いろいろなことによりまして、給与の実態が向上して参りまするよう努力をいたして参りたいと思ひます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 基政七君。

〔基政七君登壇、拍手〕

○基政七君 私は、民主社会党を代表いたしました上程されました自治庁設置法の一部改正案に対し、われわれが疑問に考えている数点につ

き、政府の見解をたださんとするものであります。

私がまず第一に政府に聞きたい点は、同法案が地方自治の範囲を縮小し、中央集権化の方向を拡大しているという点であります。日本国憲法は、申すまでもなく、第九十二条以下の規定で地方自治の本旨を明らかにしております。地方自治は民主主義の基本であります。しかるに、戦後の地方自治に対する政府の態度を見ますと、地方財政の窮乏につけ込んで、教育の面で、警察の面で、次々と地方自治の範囲を縮小しこれを侵害していったのであります。この政府の見解を露骨に表わしたのは、昭和三十一年四月二十三日、第二十四国会に内省設置法を提出したときであります。このときは、世論に大きく反対されたのであります。

今度の自治庁に消防を合併して省にしようという考え方も、これと軌を一にするものではありませんか。このような基本的な考えでこの法律案を提出したのであれば、これは憲法を尊重する持主と言わねばなりません。本法律案を提出した政府の基本的な見解をただしたいのであります。

第二に政府にお伺いしたい点は、なぜに庁を省にしなければならぬかの理由はきわめて薄弱であるという点であります。防衛庁もあり、中小企業庁もあります。それは庁でよいが、自

治庁は省にしなければならぬという理由が一体どこに存在するのであります。また、内容的に申し上げますと、自治庁を自治省にすることによって、どれだけ行政能力が高くなるというのであります。私に言わせると、それは単なる自治庁の役人の面子であると言いたいのであります。国と地方公共団体相互の連絡調整をはかり、地方自治の伸展をはかる道は、本法律案が内包するような、自治庁の権限を強化し、拡大し、政府の監督権を拡大するといふ、戦前の中央集権方式で行なうべきではないかと思つてあります。政府の、庁を省にしなければならぬとする具体的でしかも国民を納得させる理由があれば、これを伺いた

第三に政府の見解をただしたい点は、岸内閣の行政機構改革に対する考え方であり、政府は、常に断片的な省庁の変革に終わり、総合的な行政機構の改革についていまだ一度もその見解を明らかにしていないのであります。政府のように、そのときどきの圧力や各官庁の要請に屈服して、行政機構をただ何の目標もなく大きくしていきまうならば、いかなる行政機構改革ができ上がるか、その終着駅はどこに行くかきわめて不明確であります。少なくとも、自治庁を省にするというのであれば、このような総合的な機構改革を考えている、自治庁はその一環で

ある、このような考え方が明らかにならなければ、われわれとしてそれに賛成であるとか反対であるとかの意見は簡単に述べられないのであります。政府に行政機構改革に対する総合的な機構改革案があれば、これを明らかにしてもらいたいのであります。われわれは、行政機構改革の一部であります。責任者が説明すべきであると思つてあります。この点も政府の見解をあらわしてお聞きしておきたいのであります。

第四の問題点は、自治庁にとって今機構を改革することが最も緊急なことであるか否かの点であります。われわれから見れば、自治庁にとって最も必要なことは、地方財政の健全化という点であると考えます。申し上げるまでもなく、明年度の地方財政計画を見ても、一兆五千三百八十一億円に上る予算を組んでおりますが、そこには大きな問題点が含まれております。すなわち、地方財政計画の中に含める地方税の割合が少ないこと、また地方税の収入には地方により大きな格差がある点、四千億円に上る補助金はすべて中央のひもつきであり、単価にも問題がある点、行政水準が異常に低い点など、数えれば限らない問題が出て参ります。このような地方財政の悩みを解決せずに、庁を省にするように狂奔している自治庁幹部、これを許した岸内

閣は、地方財政の悩みを解決する誠意を持ち合わせていないと言わなければなりません。地方財政の救済再建に政府はいかなる見解を持っているのか。以上の諸点について政府の見解を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、われわれの見解を簡単に申し上げますが、われわれは、自治庁に国家消防本部を合併して自治省にするという政府の態度には、その簡単に賛成できないとするものであります。その理由は、この基本的な考え方が、自治庁の権限拡大であり、これは内務省復活と考へ方を一にするものであり、地方自治の本旨に反するといふ考えからであります。また行政機構の総合的な見地に立てば、今直ちに自治庁を省にする必要性と緊急性が全くないという点であります。われわれは、本法案は岸内閣の旧体制復活に通ずる自治庁設置法改正案であると信じます。最後に岸総理の所信を承りたいと思ひます。

以上御質問申し上げます。(拍手)

○国務大臣(岸信介君) お答えいたします。

今回の改正によって地方自治の範囲が縮小されるものではないかという御懸念であります。いまでもなく、地方自治制度の健全な発達をはかることは民主主義政治の基本でありまして、従つて、その地方自治の範囲を縮

小するといふことを考へるべきものでないことは言ふを待ちません。従つて、今回の改正におきまして、われわれは地方自治の範囲を縮小するといふようなことは全然考へておりません。先ほど松澤議員の御質問にもお答えを申し上げましたように、従来の旧内務省が、中央集権的な地方制度と警察制度を前提として内務省というものがあつたわけでありまして、そういうようなことを意図しておるものではないことは、また二十四回国会に提出されました内政省設置案というものの趣旨は、私は決して内務省を復活するといふ意図は持つておられないものと見ますが、ただ今回の改正案と違つて、非常に広範な地方自治に関する行政のほかに、国土計画であるとか、あるいは建設行政までもあわせて所管するといふような、非常に大きな考えでありましたが、今回の案につきましては、そういう点は現在の自治庁を大体そのままに自治省にするという考へでございます。

それから、そういう庁を省に昇格するといふ必要がどこにあるのかという御質問でございます。いふまでもなく、この地方自治制度は大事なものでありまして、そしてこの地方自治体の状況をよく見ると、その間において、国との関係を一そう緊密に円滑にいくように調整する必要があるといふし、また各地方自治団体の連絡なりあるいは調整をはかつていかなければならぬといふ点もござります。こういうことを世話する中央の機構が総理府の外局であるといふことは、申し上げるまでもなく、責任を明確にする上から申しまして、これはふさわしくないと、また内閣における各省との関係、特に大蔵省との関係が非常に深いのでありますが、地方自治体におけるところの財政の立て直し、あるいはこれの伸長をはかるというふうな意味におきまして、一省として責任を明確にしていく、そして、今申しましたような諸般の仕事を強力に行なつていくといふことは、現在の自治庁の状況から見まして、また地方自治体の状況から見まして必要である。従つて、行政審議会におきましても、従来幾たびかその設置が要望されており、地方団体等からも強くそれが要望されておるといふことから見ますといふと、むしろ私どもとしては、こういうことをすることがおかれておつたんじゃないか、こう考へておるわけでございます。

次に、行政機構の改正について、一体、政府はどう考へておるか、総合的に考へる必要があるんじゃないかという御質問であります。私もこの行政機構が戦後複雑になり、いろいろ大きくなつておることを見ますといふと、これを根本的に検討して、責任の所在を明確にして、そして、できるだけの簡素で、しかも能率的な行政機構を作り上げるということ、国民のために最も必要であるといふ考へから、行政機構の改正につきましては、政府としてもずっと検討をいたしておるわけでありまして、ところが何ぶんにも全体が非常に広範にわたつておりますので、とにかくそのうち結論を得たところのものから順次これを実現していく、全体がまとまるまでは、どれにも手をつけないといふことは私ども適當でないもので、結論を得たものからこれを実現していくという方針であります。

行政機構の改正であるから、行政管理局の長官が説明すべきものであつて、自治庁長官が説明したのはおかしいじゃないかという御質問でございます。いふまでもなく、自治庁設置法というものがございまして、これの所管は自治庁長官になっております。その改正という形式をとつておりますから、当然自治庁長官がこれの説明に当たつておるわけでございます。行政機構の改革をするよりも、地方財政の健全のために施策する方が重要じゃないかという御質問であります。もちろん、地方財政、地方自治体の健全な自治体としての機能を發揮せしめるためには、その財政の基礎を健全ならしめる必要があると思ひます。幸いに、近年漸次その基礎が改善されて参つておることは大へんけっこうであります。しかしながら、まだ地方自治体としての行政水準を考へてみますと、一そうこれを強化する必要があると思ひます。地方中央を通ずる税の問題に關して調査をいたしておりますが、こういうものと関連して、地方にできるだけ健全な財政的な財源を確保していくことが今後必要であらうと思ひますが、そういうことについて、税制の改革とあわせて考慮いたしたいと思ひます。

次に、本案は、自治庁の権限を拡大し、それだけ地方自治の精神に反するんじゃないかという御質問でございます。すが、それは最初にお答え申し上げましたように、私も決して、これによつて自治庁の、国の権限を拡大して地方自治を圧迫する、自治権を縮小せしめるというふうな考へは毛頭持つておりません。(拍手)

〔國務大臣石原幹市郎君登壇、拍手〕

〔國務大臣(石原幹市郎君) 総理大臣から大體全般にわたつてお答えがありましたので、省略いたしました。最後、消防の問題についてお尋ねがありましたので、この点を補足いたしておきたいと思ひます。消防は、御存じのように、戦後、自治体消防といふことになりました。市町村消防といふことになっていたのでありますから、私は性格からいへば、国家消防本部が国家公安委員会の機構のもとにあるよりも、むしろ自治行政の方に入つた方がいいのではないかと、こういうことが一つございまして、自治省設置の際に、自治省の外局にしたい。それから国家消防本部といふものの性格も、総理府の外局であるか何であるか、だいた議論されたこともありましたが、この性格も必ずしも明確でないもので、自治省設置の際に、自治省の外局として消防庁にした方が行政機構上からもはつきりするんじゃないかと、そういうことから国家消防本部を自治省に統合いたして外局とする、こういう案になつておるのであります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(松野鶴平君) この際、お諮りいたします。

中国地方総合開発促進に関する決議案(重政庸徳君外三十三名発議、委員会審査省略要求事件)。

本案は、発議者の要求の通り、委員会審査を省略し、日程に追加して、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よつて本案を議題といたします。まず発議者の趣旨説明を求めます。重政庸徳君。

中国地方総合開発促進に関する決議案
右の議案を決議する。
昭和三十三年三月二十五日

賛成者

重政 庸徳 江藤 智
天登 良吉 岩沢 忠恭
佐野 廣 石谷 憲男
植垣弥一郎 永野 謙
稲浦 鹿蔵 大谷藤之助
加藤 武徳 金丸 富夫
川上 為治 木内 四郎
近藤 鶴代 重宗 雄三
柴田 栄 手島 栄
徳永 正利 仲原 善一
安井 謙 山本 利壽
吉武 恵市 秋山 長造
藤田 進 中田 吉雄
中村 順造 江田 三郎
基 政七 中村 正雄
向井 長年 松浦 清一
赤松 常子 千田 正
賛成者
安部 清美 青木 一男
青田源太郎 青柳 秀夫
赤岡 文三 秋山俊一郎
井川 伊平 井上 清一
伊能繁次郎 泉山 三六
上原 正吉 小沢久太郎
大川 光三 太田 正孝
大谷 豊潤 大谷 賛雄
大野木秀次郎 岡崎 真一
岡村文四郎 鹿島 俊雄

鹿島守之助 梶原 茂嘉
勝保 稔 上林 忠次
木村篤太郎 岸田 幸雄
北島 教真 草葉 隆圓
黒川 武雄 柳木 亨弘
古池 信三 木暮武太夫
小林 英三 小林 武治
小柳 牧衛 小山邦太郎
後藤 義隆 河野 謙三
紅露 みつ 郡 祐一
佐藤 芳男 西郷吉之助
斎藤 昇 櫻井 三郎
櫻井 志郎 迫水 久常
笹森 順造 堀見 俊二
下條 康廣 下村 定
白井 勇 新谷寅三郎
杉浦 武雄 杉原 荒太
鈴木 恭一 鈴木 万平
田中 啓一 田中 茂穂
田中 清一 高野 一夫
高橋進太郎 高橋 衛
館 哲二 谷口 慶吉
谷口弥三郎 津島 壽一
寺尾 豊 苦米地英俊
島島徳次郎 中野 文門
鍋島 直紹 西川甚五郎
西田 信一 西田 隆男
野田 俊作 野村吉三郎
野本 品吉 林田 正治
林屋亀次郎 一松 定吉
平島 敏夫 藤野 繁雄
二見 甚郷 堀 末治
堀木 鎌三 堀本 宜実

前田 久吉 増原 恵吉
松平 勇雄 松野 孝一
松村 秀逸 三木與吉郎
武藤 常介 村上 春藏
村松 久義 村山 道雄
最上 英子 谷村 貞治
山本 杉 山本 米治
湯澤三千男 吉江 勝保
米田 正文 阿具根 登
阿部 竹松 相澤 重明
荒木正三郎 伊藤 顕道
内村 清次 占部 秀男
小笠原三三男 大河原 一
大倉 精一 大森 創造
大矢 正 岡 三郎
加瀬 完 加藤シヅエ
片岡 文重 亀田 得治
木村福八郎 木下 友敬
北村 暢 清澤 俊英
久保 等 栗山 良夫
小酒井義男 小林 孝平
小柳 勇 近藤 信一
佐多 忠隆 坂本 昭
重盛 壽治 鈴木 強
鈴木 壽 田中 一
高田なほ子 武内 五郎
千葉千代世 千葉 信
椿 繁夫 鶴園 哲夫
戸叶 武 豊瀬 慎一
永岡 光治 成瀬 暢治
野上 元 野澤 勝
羽生 三七 平林 剛
藤田藤太郎 藤原 道子

松澤 兼人 松永 忠二
松本治一郎 光村 甚助
森 元治郎 森中 守義
矢嶋 三義 大和 与一
安田 敏雄 山口 重彦
山本伊三郎 横川 正市
吉田 法晴 米田 勲
東 隆 天田 勝正
島 清 曾根 益
相馬 助治 田上 松衛
田畑 金光 棚橋 小虎
永末 英一 村尾 重雄
石田 次男 市川 房枝
牛田 寛 柏原 ヤス
小平 芳平 白木義一郎
竹中 恒夫 辻 武壽
辻 政信 天坊 裕彦
中尾 辰義 原島 宏治
北條 尚八 加賀山之雄
佐藤 尚武 杉山 昌作
常岡 一郎 村上 義一
森 八三一

参議院議長松野鶴平殿

中国地方総合開発促進に関する決議案

決議

中国地方は、その中央部に中国山脈が横たわっているため陰・陽両地域間の連絡が困難であり、瀬戸内海には多数の小島しが散在してこの間の交通も極めて不便なので、立地条件もよく資源も豊富なのに開発が遅れている。殊に、山陰ならびに

山陽の中北部山間地帯は、積雪寒冷、特殊土じよう、急傾斜等の悪条件下に置かれていて、産業の見るべきものがほとんどなく、開発の立ち遅れが特に顕著である。

したがってこの際、本地方を一丸とする画期的総合開発計画を樹立推進して、積極的開発の実を挙げ、産業基盤の強化をはかることは、国家的見地からも極めて重要な急務だといわなければならない。

よって政府は、すみやかに、本地方の総合開発に関する基本計画を樹立し、積極的開発を促進するため立法その他所要の特別措置を講じ、国家資金の重点的投資、各種財源の計画的投入、民間資本の積極的導入等、施策の万全を期すべきである。右決議する。

〔重政庸徳君登壇、拍手〕

○重政庸徳君 私は、ただいま提出されました中国地方総合開発促進に関する決議案について、発議者を代表いたしまして提案の趣旨を説明いたします。

まず決議案を朗読いたします。

中国地方は、その中央部に中国山脈が横たわっているため陰陽両地域間の連絡が困難であり、瀬戸内海には多数の小島しが散在してこの間の交通も極めて不便なので、立地条件もよく資源も豊富なのに開発が遅

れている。殊に、山陰ならびに山陽の中北部山間地帯は、積雪寒冷、特殊土壌、急傾斜等の悪条件下に置かれていて、産業の見るべきものがほとんどなく、開発の立ち遅れが特に顕著である。

したがってこの際、本地方を一丸とする画期的総合開発計画を樹立推進して、積極的開発の実を挙げ、産業基盤の強化をはかることは、国家的見地からも極めて重要な急務だといわなければならない。

よって政府は、すみやかに、本地方の総合開発に関する基本計画を樹立し、積極的開発を促進するため立法その他所要の特別措置を講じ、国家資金の重点的投資、各種財源の計画的投入、民間資本の積極的導入等、施策の万全を期すべきである。

右決議する。

以上の通りであります、簡単にその内容を説明いたします。

荒廢した国土の復興と経済の再建は終戦以来の国家的課題であります、すでに国土総合開発の一環といたしまして、北海道、東北、九州の各地方の開発促進が立法化され、三十四年三月、本院によって決議された四国地方の総合開発も今国会において立法化されんとしております。着々その緒についていることはまことに御同慶にたえないところであります。

ただいま決議案を提出いたしましたし、中国地方がわが国における後進地域に属すると申しますれば、実情を御承知ない方はちよつと異様な感じを持たれるかと思つておりますが、これは汽車の窓から見られた風景があまりに恵まれているからであります。しかしながらこれはあくまでも中国地方の一部分でありまして、面積の比率から見てもごく小地域に限られた現象であることが立証できるのであります。

すなわち、中国地方は、広島、岡山、山口、鳥取、島根の五県をもつて構成されておりますが、その面積は三万一千六百平方キロで、全国比の八・六%を占めておりますが、人口は六百九十九万余人でありまして、全国比の七・八%を占めるに過ぎません。人口密度は一平方キロ二百二十二人でありまして、全国平均二百四十一人に達しないばかりでなく、四国地方の二百二十六人にも及ばない現況であるのであります。また昭和三十一年度における中国地方の生産所得は、一人当たり七万七千四百円でありまして、全国平均八万二千四百円にも遠く及ばないのであります。これら政府機関の確実なる諸統計より判断いたしましたも、中国地方は明らかに日本の後進地域に該当するわけでありまして。

そこで、中国地方がどうしてこんなに後進性を持っているかという理由であります。第一に、中国地方は、その中央部に東西に走る中国山脈が横たわっていることとあります。これがため、まず日本海側の山陰地方と瀬戸内海側の山陽地方との交通連絡が著しく阻害され、当地方の産業の一体化を困難ならしめているのであります。

第二に考えられることは、第一次産業のうち最も比重の多い農業の経営基盤である耕地面積が著しく狭小で、「耕して天に至る、勤なるかな。耕して頂に至る、貧なるかな。」の言葉によく表われていると思つてであります。すなわち、全国農家の一戸当たり耕地面積が〇・八五ヘクタール、八・六反であるのに比べて、中国地方は〇・六一ヘクタール、六・二反という状態でありまして、従つて一戸当たり農家所得も、全国平均一〇〇に對しまして山陰側が九一・六%、山陽側が九二・八%でありまして、いずれも全国平均に達していません。特に、山陰地方並びに山陽地方の中北部山地地帯は、積雪寒冷、特殊土壌、急傾斜の自然的悪条件のため、各種法律の保護を受けておりますが、基本的な立地条件の悪さは、農民の努力にもかかわらず、これ以上の向上発展を期待できない実情に立ち至つておるのであります。

第三に、寒冷な気候は特に山陰地方の産業発展を妨げているのであります。

第四に、山陽地方は、戦前戦後を通じて、重要拠点並びに沿海地域の大半を旧軍部あるいは駐留軍に接収されましたので、平和産業の発展に著しい制約を受けたのであります。第二次産業の主体をなす製造業について見ましても、零細企業が圧倒的に多く、工業付加価値額の統計を見ましても、昭和二十八年の対全国比七・四%を頂点といたしまして、二十九年は七・一%、三十年六・七%、三十一年六・五%と、漸次減少の傾向をたどつているのであります。

以上のような理由によりまして、中国地方の経済的実情は、外観的印象とはよほどかけ離れているのであります。しからば中国地方の今後の向上発展は絶望であるかと申しますと、私は、さにあらずと、確信を持つてここで申し上げることができると思つてあります。当地方は、阪神、北九州の二大工業地帯の中間に位置して、観光資源は申しに及ばず、近代産業の根幹たる豊富な電力資源、工業用水、労働力等の工業立地の基礎条件に恵まれております。また石灰、石灰石、硫化鉄等を生産し、最近に至りまして、核原料物資、天然ガス等の所在も確認されております。特に工業発展に、絶対不可欠の要件である電力について見ますと、

と、現在水力発電と火力発電によつてまかなわれておりますが、水力発電の未開発分は実に百八万キロワットも残されているのであります。かように、一部臨海地域を除き、鉱工業の見るべきものなく、従つて地方財政は自主財源に乏しく、産業開発の基盤をなす公共事業の投資力は弱く、金融面におきましても、地元資本の蓄積は少なく、地域開発の発展速度は緩慢である実情であります。未開発のままに放置されております各種資源を十分に活用し、陰陽両地域の総合的な産業基盤の整備をはかるならば、産業及びその構造の近代化がなされ、開発効果、経済効果は非常に上がるものと信ずるものであります。

以上のような後進性を内蔵し、伸び悩みのもとにありますが、事情の解消、後進性打破のためには、中国地方各県地元の自主的努力と推進は申すまでもありませんが、政府の強力な施策を切望しているのが中国地方住民多年の念願であります。まず、政府は、すみやかに本地方の実態に関する基礎的調査を強力に実施するとともに、これに基づく具体的開発促進の方策に関し、立法上、予算上、金融上、その他の特別措置を講じ、もつて地域開発の実をあげ、産業の健全な発展と民生の福祉増進をはかられるよう、特に期待するものであります。

以上の趣旨によつて本決議案を上程いたしましたのでありますが、議員各位の御賛同を切にお願いする次第であります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 本案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。木下友敬君。

「木下友敬君登壇、拍手」

○木下友敬君 私は、ただいま議題となりました中国地方総合開発促進に關する決議案につきまして、日本社会党を代表して賛成の討論をいたしたいと存じます。

すでに重政議員が述べました通りに、中国地方は、本州の最西端にありまして、その面積は全国の一・六六に当たつておりますが、瀬戸内海沿岸の一部を除いては、山陰地方はもろんでございまして、山陽地方の山間部や、数多く点在するところの島々のごときは、ほとんど未開の状態に置かれておる状態でございます。人口の面から見ますと、鳥取、島根、岡山、広島、山口の五県を合わせても六百九十万でございまして、わが国全人口の七・八にすぎないのでございまして、また、一平方キロ当たり人口は二百二十二人でございまして、全国平均の二百四十一人を相当下回つておるの

でございます。また、生産所得の面から見ますと、昭和三十一年は七十七千四百円であります、全国平均の八万二千四百円に比べて、これまた、はるかに低位にあります。この数点を總括いたしまして申し上げますならば、中国地方の開発は、全体的に他地方に比べて相当におくれていと言ふことができてるのでございます。

それでは、どうしてこのようにおくれたかと申しますと、それには次の二、三点をあげることができるのでございまして。

その一は、地勢的な必然性によるものでございまして、中国山脈が東西に縦走しているために、日本海側と瀬戸内海側とが完全に縦断されている形になっております。山陰地方と山陽地方の連絡交通が断ち切られておりまして、それがために、本来同一経済圏として総合的な発展を遂げべきであるにもかかわらず、広域経済への発展が大きく阻害されているのが実情でございます。

その二は、中国地方は總じて第一次産業の占むる比重がきわめて大きく、一部の臨海地域を除いては鉱工業の面で見るべきものがございせん。従つて、前述のごとく、住民の所得は、全国水準をはるかに下回つており、また、このような産業の不振と経済力の貧弱さによりまして、地場資本の蓄積が乏しく、さらに、各県財政の実情について見ましても、その総予算に占める自主財源の比率はわずかに二五でございまして、全国平均の三三に比較して実に八割の低位にあり、自力で開

発することがきわめて困難な状態であることは、御了解をいただけることであると思ふのであります。

第三に考えられますことは、中国地方の大部分が特殊土壌、急傾斜、積雪寒冷、湿田卑地帯等におおわれ、特に山陰山陽中北部一帯は、未開発の山地であります。また、内海には大小なくさんの島々をかかえており、これらに対し、従来、国の施策によつてそれぞれ特別の地域指定を受けてはおりますけれども、積極的な助成の方途が講ぜられないために、依然として低位生産性を脱却することができず、開発が著しく立ちおくれているのでござい

ます。さらに、山陽側は、戦前戦後を通じて、工業地帯としての重要な拠点にもあつて、沿岸海域の大半を旧軍部並びに駐留軍が来ましてからは駐留軍によつて接収され、このため、平和産業の成長発展には著しい制約を受けてきたこと、これなども中国地方の開発をして立ちおくれさせました大きな原因をなしているように考えられるのであります。

しかしながら、この地方は、前述のような後進地域にあるとはいへ、一面、阪神、北九州の二大工業地帯の間に位置し、三面に海をめぐらし、南には四国地方と相對しております關係上、地理的条件には比較的恵まれております。さらに、臨海工業地帯の造成

適地を数多く内蔵し、工業立地の必須的条件である水、エネルギー、労働力等、豊富な資源を擁しておりますので、これらの優位な立地条件に加ふるに、いまだ利用されないままになってゐる資源の十分なる活用と、さらに山陰、山陽両地域にわたる経済基盤の総合的培養整備に努力をいたしますならば、開発の効果は期して待つべきものがあると思ふのでございまして。

私は、このような見地に立ちまして、本地方の開発が今後急速に促進されることを念願いたすものでござい

ますが、国においては、このような後進性をいつまでも放置することなく、中国地方の経済の拡大と高度化のために、本地方の実態について基礎的調査を実施するとともに、これに基づく具體的な開発促進の諸施策について立法その他の特別の措置を講ぜられますよう強く要望いたしまして、日本社会党を代表して私の賛成討論を終わるとにいたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 山田節男君。

「山田節男君登壇、拍手」

○山田節男君 ただいま上程されております中国地方総合開発促進に關する決議案に對しまして、私は民主社会党を代表いたしまして賛意を表するものであります。

以下、若干理由を申し述べたいと存じます。提案者並びに社会党の木下君

から、中国地方の後進性につきまして、はるる数字をあげて御説明になりました。私の申し上げんとする点は十分尽きておるわけでありまして、重複する点は避けたいと存じます。

ただいま提案者からも御説明がございましたように、中国地方は人口並びに面積にいたしましては全国の約八割、これらの約七百万の住民が農業、中小工業、漁業等に從事しておりますが、農地に關しましては、ただいま数字で示されましたように、いわゆる五反百姓でございまして、しかも、瀬戸内海は御承知のように非常に海岸線が長い、しかも無数の大小の島嶼がございまして、これらの漁民は、いわゆる一本釣子といふやうな零細な漁業者である。これでは食つていけないので、半農半漁のきわめてみじめな状態にあることは、これまたよく皆様の御存じの通りでございまして。なお、山陰地帯は、鳥取初め、ずっと山口県の北辺に至ります日本海側の沿岸といふものは、ほとんど砂丘地帯でございまして、しかもあの單調な日本海、荒波を乗り切つて漁業を営むこれらの諸君も、これまたきわめて零細で、たとえ遠洋漁業をするにいたしまして、いわゆる李承晩ラインといふものがございまして、沖取り漁業といふものは制約されている今日にあるのであります。また、地政学的に申しまして、この中国を平行線に割つておる高い中国山

脈が、これが、今日まで、経済、文化あるいは政治、社会におきまして、非常な格差を生じておる原因である。そこに中国の文化経済を、陰陽を平均いたしますという、先ほど御説明がありましたように、きわめて後進性が濃い。文化的には、古事記に示される通りに出雲文化の発祥地でありながら、今日、出雲は単なるいわゆる結婚の縁起をかつぐ人々にもてる一つの観光地帯にすぎない。出雲文化といふものは何らの発展性を持たない。これはやはり今日の交通通信文化の非常な未発達のために取り残されたのであります。でありますから、今日の科学技術の発達段階からすれば、中国山脈といふものは、決してこれは開発について隘路になるものではございませぬ。いわゆる自然改造といふものは、今日の科学技術の威力をもつてすれば、きわめて易々たるものであります。また、私は汽車で瀬戸内海周辺を旅しますと、私に考えますことは、あの段々畑の存在、それがために離島振興法等もありませんが、農夫はまことにネコのひたひたのような農地を耕すために、平地におきます農夫よりも数倍の労力を使つておる。しかも、その収穫はきわめて貧弱である。こういうようなことも、私は、今日の科学技術をもつてすれば、これらの無数の山岳、島嶼といふものを、これを平面的な耕作地にすることはきわめて容易であると思ひます。

す。また、ここ数年来、山陰地方、中国では年間最も安定した豊富な水量を持つておるといふ江川の問題であります。これが広島県と島根県という行政区域が違つておりますがために、この豊富な水量を一面におきましてはダム建設において電力資源の開発、またその一部の水流を、これは分水嶺から広島県、瀬戸内海方面に逆流せしめまして、台地を水田地に変えるということも技術的に可能であるにかかわらず、今日これが依然として資金的にも、あるいは行政的、主観的でありまして、あるに、そこに非常に困難を呈しておる。こういういろいろな点を見まして、この問題になつております日本海と瀬戸内海とを結ぶことのできたために、兵庫県や山口県とは異なりまして島根、鳥取、岡山、広島、これらを私はどうしても、行政的にもそうでございしますが、少なくとも今日の現実の後進性といふものを打開するためには、行政区画をこえた総合開発的な政府のプラン、並びにこれを実行するために集中的な資本的な投資、あるいは工場の誘致その他のことが、どうしてもやはりこの各県の単位をもつては実行できないというのが現状でございす。

かような点から、ただいま上程されましたこの決議案を、どうか皆さん満堂の御賛同を得まして、これを立法化いたしましたして、ひいては日本の経済の向上発展、また七百万中国関係の住民の福祉増進、経済安定のためにも、皆様の絶大なる御支援を賜りたい。かような意味におきまして、私は本上程案に對しまして、民主社会党を代表し、満腔の賛意を表する次第でございす。(拍手)

○議長(松野鶴平君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 給員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

ただいまの決議に對し、菅野国務大臣から発言を求められました。菅野国務大臣。

【国務大臣菅野和太郎君登壇、拍手】

○議長(松野鶴平君) ただいま決議されました中国地方総合開発促進に関する決議につきましては、決議の趣旨に沿ひまして、今後できるだけ努力いたしたいと存じます。(拍手)

審査報告書

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年三月二十二日

文教委員長 清澤 俊英

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法案の内容は、公立学校の学校医及び学校薬剤師の公務上の災害についても、学校医と同様に補償を行なうことができるよう改正を加えるものであつて、要当な措置と認める。

一、経費

本法案施行に要する経費は、一人の学校医又は学校薬剤師が公務上死亡するものとする場合は所要額約五十万円である。

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十三年三月十五日

衆議院議長 清澤 一郎

参議院議長松野鶴平殿

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律

公立学校の学校医の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「学校医」の下に、「学校医及び学校薬剤師」を加える。

第二条中「(以下「学校医」といふ。を、学校医及び学校薬剤師(以下「学校医等」といふ。))に改める。

第三条中「学校医」を「学校医等」に改める。

第四条第一項中「学校医」を「学校医等」に改め、同条第二項中「及び医師」の下に、「歯科医師又は薬剤師」を加へ、「職務上医師として医療」を「職務上医師、歯科医師又は薬剤師としての業務」に改める。

第五条から第七条まで、第十一条第一項及び第十五条中「学校医」を「学校医等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方自治法の一部改正)

2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十号の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に、「義務教育諸学校の学校医」を「義務教育諸学校の学校医等」に改める。

別表第二第二号(二十八)の二中「公立学校の学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加え、「非常勤の学校医」を「非常勤の学校医等」に改める。

3 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十号第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 義務教育諸学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に要する経費

4 (地方税法の一部改正)
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第六号及び第六百七十二條第六号中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

(厚生年金保険法の一部改正)

5 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第五十四條、第五十六條第三号及び第六十四條中「学校医」の下に、「学校歯科医及び学校薬剤師」を加える。

〔清澤俊英君登壇、拍手〕

○清澤俊英君 ただいま議題となりました公立学校の学校医の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、衆議院文教委員会の提案にかゝるものでありまして、従来公立学校の学校医だけに適用されていた公務災害補償を、学校歯科医、学校薬剤師にもこれを適用しようとする趣旨のものであります。

昭和三十三年に公立学校の学校医の公務災害補償に關する法律が制定され、公立学校の学校医が公務上の災害を受けた場合には、公費負担による適切な補償措置が講ぜられることにより、学校医が安心してその職務に精励できるようにになりましたが、その後、学校保健法が制定され、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の三者が、学校の保健管理に關する専門的技術及び指導に従事する者として同等に規定されました。しかるに、右三者のうち、公

立学校の学校医だけが公務災害補償の恩恵に浴し、学校歯科医及び学校薬剤師が、いまだ本法の適用を受けていないことは、片手落ちといふべきでありますから、この兩者を新たに補償の対象として加える必要を認めるというのが本改正案の提案理由であります。

委員会におきましては、この法律施行以来の学校医の公務災害補償の実情、学校薬剤師の職務の内容及び現在の設置状況、昭和三十六年四月一日以後必置すべき学校薬剤師に關する予算措置等について、各委員から熱心な質疑が行なわれましたが、これらの質疑及びこれに対する政府の答弁の詳細については、會議録に譲ることといたします。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、特に発言もなく、直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(松野鶴平君) 日程第二、日本原子力研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長長の報告を求めます。商工委員長山本利壽君。

審査報告書

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月二十二日

商工委員長 山本 利壽

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本原子力研究所の理事の定数を一名増加しようとするものであつて、同研究所の業務の管理機能を強化するため、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため必要な費用は、昭和三十五年度において二百十六万二千五百円である。

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本案においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清澤 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

日本原子力研究所法の一部を改正する法律

日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十條中「五人」を「六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

〔山本利壽君登壇、拍手〕

○山本利壽君 ただいま議題となりました日本原子力研究所法の一部を改正する法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

御承知のごとく、日本原子力研究所は、わが国における原子力の研究開発及び利用の促進に寄与するという目的のもとに、昭和三十一年に設立された特殊法人であります。発足以来すでに三年半を経て、施設、人員ともに大幅に増加しているため、拡大していく業務を円滑に運営する管理機能の強化が必要となつて参りまして、本改正案は、

このため、理事長、副理事長を補佐して業務を掌理する任務にある理事の定数を、現在の五名から六名に増加しようとするものであります。

商工委員会におきましては、熱心な質疑が行なわれたのでありますが、その詳細は会議録に譲り、特に論議の中心となつた点を申し上げますと、まず原研職員の増員の見通しと、それに対する理事の適当数いかなとの質問に対し、政府は、人員は将来最大限二千名程度となる予定だが、理事数は今回の一名増加で十分と考えるとの答弁がありました。また、現在の給与で必要な研究員を適材適所に充足し得るかとの質問に対しては、三十五年度予算においても職員給与の改善を考えているので、十分充足し得るとの答弁がありました。

かくして質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

昭和三十五年三月二十八日 参議院会議録第十三号 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。農林水産委員長堀本宜実君。

〔審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十八日 衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平君

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律

漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第百十三条の九―第百十三条の十八)」を「(第百十三条の九―第百十三条の十七)」に改める。

第二十五条第一項中「組合員の有する」を「組合員(同条第二項(同条第

三項において準用する場合を含む。)

又は第九十六条の二第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。の有所する」に改める。

第三十一条第一項を次のように改める。

役員の任期は、三年以内において定数で定める。

第三十一条第二項中「創立總會」の下に「合併による設立の場合には、設立委員」を加え、同条に次の一項を加える。

3 任期満了によつて退任した理事は、後任の理事が就任するまでは、なおその職務を行なう。

第三十一条の次に次の一項を加える。

(役員)の義務及び損害賠償責任

第三十一条の二 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び總會の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

3 役員がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

重要な事項につき、第三十九条第一項に掲げる書類に虚偽の記載を

し、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第四十一条の見出し中「民法」を「商法等」に改め、同条中「理事については」を「役員については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項(会社との関係)及び第二百五十六条第三項(任期の特例)の規定を、理事については」に改め、「この場合においては、」の下に「商法第二百五十六条第三項中「前二項」とあるのは「漁船損害補償法第三十一条第一項及び第二項」とを加える。

第四十五条の見出し中「民法」を「民法等」に改め、同条中「第六十六条(表決権のない場合)」の下に「並びに商法第二百四十三条(總會の延期又は続行の決議)及び第二百四十四条(總會の議事録)」を加え、「同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、」を「民法第六十四条中「第六十二条」とあり、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、それぞれ」に改める。

第九十六条第一項を次のように改める。

保険の目的たる漁船の譲受人は、組合に通知して、譲渡人が当該漁船の当該保険関係に関して有する権利義務(第百三十九条第一項又は第百三十九条の二第一項の

規定による負担金に係る権利義務を除く。)を承継することができ

る。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該譲受人に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

第九十六条第二項中「満期保険の」を削り、「この節及び第三節」を「この章及び第六章」に改める。

第九十六条の次に次の一項を加える。

(保険関係の存続)

第九十六条の二 保険の目的たる漁船の所有者である組合員が、その住所又は当該漁船の主たる根拠地を組合の区域外に移転したことに

より組合員たる資格を喪失したため組合を脱退した場合において、その脱退前に、その組合員から当該組合に対し当該保険関係を存続させたい旨の通知があつたときは、その保険関係は、第二十七条第一項の規定にかかわらず、なお存続する。

2 前項の規定によりなお保険関係が存続する保険の目的たる漁船の所有者は、この章及び第六章の規定の適用については、組合員とみなす。

第百五条の次に次の一項を加える。

(組合の経理)

第一百五条の二 組合は、省令の定めるところにより、特殊保険に係る収入及び支出(特殊保険の業務の執行に要する経費及び附加保険料その他その経費にあてられるための収入金に係る部分を除く)をその他の収入及び支出と区分し、特別の会計を設けて経理しなければならない。

第一百七条第一項中「組合は、」の下に「漁船保険に係る各会計ごとに、」を加える。

第一百十条中「組合は、」の下に「省令で定める基準に従い、」を加える。

第一百十一条中「(明治三十二年法律第四十八号)」を削る。

第一百十二条第一項中「漁業協同組合の地区内」を「都道府県知事が当該都道府県の区域のうち漁業協同組合の地区となつてゐる地域を分けて指定する地域(以下「加入区」という。)ごとに、その加入区の区域内に、」
「当該地区内に主たる根拠地を有する漁船」を「当該加入区の区域内に主たる根拠地を有するもののうち政令で定めるもの」に、「当該地区内に住所を有する」を「当該加入区の区域内に住所を有する」に、「同意をしたときは」を「同意をした場合において、当該同意のあつたことにつき次条第三項の規定による公示があつたときは」に、「同意があつた後」を「当該

公示があつた後」に改め、同条第二

項中「前項の規定により普通損害保険の目的とすべき漁船が、同項の規定による同意(以下「義務付保の同意」という。)があつた時において」を「第一項の規定により普通損害保険に付すべき漁船が、同項の規定により普通損害保険に付すべきこととなつた時において」に改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の五項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により加入区を指定するに當つては、一の漁業協同組合の地区の区域の全部が一の加入区の区域の全部となるように当該指定をしなければならない。ただし、一の漁業協同組合の地区の区域の一部が他の漁業協同組合の地区の区域の全部又は一部となつてゐる場合におけるその一の漁業協同組合の地区の区域、その地区の区域が著しく広い漁業協同組合の地区の区域その他特別の事情のある地域については、農林大臣の認可を受けて、漁業協同組合の地区の区域の一部を加入区として指定することができる。

3 都道府県知事は、次に掲げる場合には、政令で定める場合を除き、当該加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更するものとする。

一 一の漁業協同組合の地区の区域の全部がその区域の全部となつてゐる加入区について、当該漁業協同組合につき、合併、解散又は地区の変更があつたことによりその加入区の区域の全部が一の漁業協同組合の地区の区域の全部でなくなつた場合

二 一の漁業協同組合の地区の区域の一部がその区域の全部となつてゐる加入区について、その加入区の指定の基礎となつた事情に変更(軽微な変更を除く。)があつた場合

4 都道府県知事は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、その必要の限度において、変更を必要とする加入区に係る部分につき、第一項の規定による指定を変更することができる。

5 第二項の規定は、前二項の規定により加入区についての指定を変更する場合に準用する。

6 加入区についての第一項の規定による指定及び第三項又は第四項の規定による指定の変更は、告示をもつてしなければならない。

第百十二条の次に次の一条を加える。

(付保義務の発生に関する手続)

第百十二条の二 前条第一項の規定による同意を求めるには、指定漁

船所有者のうち二人以上が発起人とならなければならない。

2 発起人は、前条第一項の規定による同意があつたと認めるときは、省令で定める手続により、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、これを審査し、前条第一項の規定による同意があつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人、関係組合及び関係漁業協同組合に通知し、当該同意がなかつたものと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

第百十三条を削り、第百十三条の二第一項中「義務付保の同意があつた場合において、代表者が、その同意に係る地区を地区とする漁業協同組合に対し、その同意があつたことを証する書面を添えて、」前条第三項の規定による公示があつた場合において、政令の定めるところにより当該公示に係る加入区の区域内の第百十二条第一項の規定による同意をした者を代表する者が、当該公示に係る加入区の区域の全部又は一部をその地区の区域の全部又は一部とする漁業協同組合に対し、」に改め、同条を第百十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(付保義務の消滅)

第百十三条の二 次の各号の一に該当する場合においては、当該加入区においては、指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、消滅する。

一 第百十二条の二第三項の規定による公示があつた加入区(以下この条において「義務加入区」という。)について、その公示の日から起算して四年を経過したとき。

二 義務加入区に係る部分につき第百十二条第三項又は第四項の規定による指定の変更があつたとき。

三 義務加入区の区域内の指定漁船所有者が三人未満となつた場合において、当該義務加入区を都道府県知事が公示したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第二号に掲げる場合において、同項の規定により指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項第三号の規定による公示をしたときは、遅滞なく、その旨を関係組合及び関係漁業協同組合に通知しなければならない。

第百十三条の三を削り、第百十三
条の四を第百十三条の三とし、同条
の次に次の一条を加える。

(普通損害保険の保険料率)

第百十三条の四 普通損害保険の保
険料率は、次の各号に掲げる要件
のすべてをみたすように定めなけ
ればならない。

一 当該組合が引き受けることが
見込まれる漁船の属する危険区
分(漁船のトン数、船質、設
備、操業区域その他の事項で危
険の程度に影響を及ぼす要因と
なるものに応じて、漁船につき
農林大臣が定める危険の程度の
区分をいう。以下同じ。)のすべ
てについて、危険区分ごとに定
められること。

二 普通損害保険の保険料率のう
ち純保険料に対応する部分の率
(以下「普通損害保険の純保険料
率」という。)が、農林大臣の定
める期間における当該組合の普
通損害保険(満期保険の満期前
の普通損害保険事故により保険
金額を支払う保険の部分を含む。
以下この号及び第百十七条第一
項各号において同じ。)に係る危
険率を基礎とし、当該組合の普
通損害保険に係る純保険料及び
再保険金の収入と保険金及び再
保険料の支出とが長期的に均衡
を保つように定められること。

三 危険区分ごとに、普通損害保
険の純保険料率が第百十七条の
規定により定まる当該組合の普
通損害保険の再保険料率を下ら
ないこと。

第百十三条の十一中第二項を第三
項とし、第一項の次に次の一項を加
える。

2 満期保険の保険料率のうち、損
害保険料中の純保険料に対応する
部分の率は、当該組合の普通損害
保険の純保険料率と同率とする。
第百十三条の十四を削り、第百十
三条の十五を第百十三条の十四とし、
第百十三条の十六から第百十三条の
十八までを一条ずつ繰り上げる。
第百十七条を次のように改める。

(再保険料率)

第百十七条 普通損害保険の再保険
料率は、危険区分及び組合ごと
に、第二号に掲げる率と当該危険
区分の属するトン数区分に係る当
該組合の第一号の率とを合計した
率とする。

一 政令で定める一定年間にかけ
る各年の組合ごと及び危険区分
に係るトン数区分(以下この条
において「トン数区分」という。)
ごとの普通損害保険に係る危険
率の一部で、台風その他の異状
な天然現象に係る部分の率(次
号において「天災危険率」とい
う。)のうち、農林大臣がトン数区

分ごとに定める標準危険率をこ
えるもののそのこえる部分の率
(次号において「異常危険率」と
いう。)を基礎として、農林大臣
が組合ごと及びトン数区分ごと
に定める一定率

二 前号の政令で定める一定年周
における各年のすべての組合の
トン数区分ごとの普通損害保険
に係る危険率(その各危険率の
うちの天災危険率中に同号の標
準危険率をこえるものがあると
きは、当該危険率については、
その率から当該危険率に係る異
常危険率を控除した率とする。)

を基礎として算定されるトン数
区分ごとの全組合平均の通常の
危険率を基準とし、農林大臣
が、これにトン数区分間の調整
を施し、これを基礎として危険
区分ごとに定める一定率

2 満期保険の再保険料率のうち満
期前の普通損害保険事故による支
払に係る部分の率は、組合の普通
損害保険の再保険料率と同率とす
る。

3 満期保険の再保険料率のうち満
期による支払に係る部分の率及び
特殊保険の再保険料率は、組合の
定款で定められた満期保険及び特
殊保険の保険料率のうち、それぞ
れ、満期保険の満期による支払に
係る部分の純保険料に対応する部

分の率及び特殊保険の純保険料に
対応する部分の率と同率とする。
第百十八条中「第百十三条の十七」
を「第百十三条の十六」に改め、同条
の次に次の一条を加える。

(再保険料の延滞金)

第百十八条の二 政府は、組合が再
保険料を納期日までに納付しな
かつたときは、その組合から、その
未納付に係る金額につき、納期日
の翌日から納付の日の前日までの
日数に応じ、政令で定める割合を
もつて計算した金額の延滞金を徴
収することができる。

第百三十九条第一項を次のように
改める。

国庫は、第百十二条第一項の規
定により保険に付した漁船(政令
で定めるものを除く。)及び同条第
七項の規定によつて同条第一項の
規定により普通損害保険に付され
たものとみなされた漁船(政令で
定めるものを除く。)並びにこれ等
の漁船以外の漁船のうち無動力漁
船及び総トン数百トン未満の動力
漁船で政令で定めるもの(以下「対
象漁船」という。)について、組合
員が支払うべき普通損害保険及
び満期保険の純保険料(満期保険
については、積立保険料に該当す
る部分を除く。)のうち、次の各号
に掲げる額を合計した額に相当す
る額を負担する。

一 対象漁船に係る保険金額に、
対象漁船が保険に付されている
組合についての対象漁船のトン
数に応ずる第百十七条第一項第
一号に規定する一定率(次号に
おいて「異常部分の率」という。)
を乗じて得た額

二 対象漁船に係る保険金額(政
令で定めるものを除く。)に、対
象漁船に係る保険料率のうち純
保険料(満期保険については、
積立保険料に該当する部分を除
く。)に対応する部分の率から異
常部分の率を控除した率を乗じ
て得た額に、次に掲げる区分に
従い、それぞれ次に掲げる割合
を乗じて得た額

イ 無動力漁船については、百
分の六十

ロ 総トン数五トン未満の動力
漁船については、百分の五十

ハ 総トン数二十トン未満五十
トン以上の動力漁船について
は、百分の五十

ニ 総トン数五十トン未満二十
トン以上の動力漁船について
は、百分の四十五

ホ 総トン数百トン未満五十ト
ン以上の動力漁船について
は、百分の四十
第百三十九条の次に次の一条を加
える。

第三百三十九条の二 国庫は、加入区ごとに、その区域内に住所を有する者が所有する総トン数二十トン未満の指定漁船のうち、その総数の二分の一以上の隻数のものが政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険若しくは満期保険に付されており、かつ、その隻数が政令で定める一定数以上である加入区の区域内に住所を有する者が所有する漁船又は当該区域内に主たる根拠地を有する漁船で当該政令で定める金額を下らない額を保険金額として普通損害保険又は満期保険に付されている次に掲げるもの（対象漁船を除く。）について、組合員が支払うべき普通損害保険又は満期保険の純保険料（満期保険にあつては、積立保険料に該当する部分を除く。）のうち、当該漁船が対象漁船であつたした場合に前条の規定により負担すべき額の二分の一に相当する額を負担する。

一 無動力漁船
二 総トン数二十トン未満の動力漁船
2 前条第二項の規定は、前項の規定による負担金に相当する金額について準用する。
第四百四十条第一項中「前条第一項」を「第三百三十九条第一項及び前条第一項」に改める。

第四百四十一条第一項中「第三百三十九条の二第四項」を「第三百三十九条の二第四項」に改める。
第四百四十五条第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
十四 第四百五十五条の二の規定に違反したとき。

附則第三項の次に次の一項を加える。
4 第三百三十九条第一項及び第三百三十九条の二第一項の規定の適用については、当分の間、第三百三十九条第一項第二号中「百分の五十五」とあるのは、「百分の六十」とする。

附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に在任する漁船保険組合の役員及び総代の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に改正前の第三百三十九条第一項の規定によりその地区内の同項に規定する指定漁船所有者がその所有する同項の指定漁船の全部を普通損害保険に付すべき義務が存する漁業協同組合の地区は、この法律の施行の時に、改正後の同項の規定により同項の加入区として指定されたものとみなし、当該加入区については、その時に、改正後の第三百三十九条第一項の規定による同意があつた旨の改正後の第三百三十九条の二第三項の規定による公示があつたものとみなす。

4 前項の規定により改正後の第三百三十九条の二第三項の規定による公示があつたものとみなされた加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、第三百三十九条の二第一項第一号の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年を経過したとき、又はその経過するまでに第三百三十九条第一項に規定する指定漁船所有者の総員の二分の一以上の者が政令で定める手続により当該義務を消滅させることにつき同意をしたときは、消滅する。

5 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船で次に掲げるものの第三百三十九条第一項の規定による負担金の額は、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、同項の規定にかかわらず、当該漁船についての保険金額（政令で定めるものを除く。）に対する純保険料（満期保険については、積立保険料に該当する部分を除く。）の百分の五十に相当する額とする。

一 この法律の施行の際現に第三百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当している漁船
二 この法律の施行後第三百三十九条第一項に規定する対象漁船に該当することとなつた漁船

6 この法律の施行の際現に普通損害保険又は満期保険に付されている漁船については、この法律の施行の日を含む保険期間（満期保険については、この法律の施行の日を含む保険期間）に限り、第三百三十九条の二の規定による国庫の負担は、行なわれない。

7 漁船再保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。
第三條中「法第三百三十九条第二項の下に（法第三百三十九条の二第二項に於て準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

8 漁船乗組員給与保険法（昭和二十七年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。
第三十二條の次に次の一條を加える。
（再保険料率）
第三十二條の二 再保険料率は、組合の約款で定められた保険料率のうち純保険料に対応する部分の率と同等とする。

第三十五條中「第三百三十九条」を削る。

9 補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十九年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。
第十五条 削除

〔堀本宜実君登壇、拍手〕

○堀本宜実君 ただいま議題となりました漁船損害補償法の一部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

昭和二十七年、現行の漁船損害補償法が制定実施されたのでありますが、漁船保険事業の健全な発展をはかるため、さきに農林省に漁船損害補償制度調査会を設け、調査審議を行ない、その答申に基づいてこの法律案を立案、提出するに至つたものであるとされております。

しかし、この法律案の内容は、第一は、保険料率体系を合理化するため、普通損害保険と満期保険の損害保険部分との保険料率の算定基準を法定し、再保険料率の算定基準を改め、元受純保険料率は、危険率を基礎とし、保険収支が長期的に均衡を保つように定め、また再保険料率は、元受の料率とは別個に、異常危険部分の率と通常危険部分の率から定めるところとし、第二は、義務付保に伴う保険料の国庫負担について、漁船の規模に応じ、最高百分の六

十から最低百分の四十までの割合で階層差を設け、さらに、新たに義務付保以外の場合について、一定数以上の小型船が集団加入した場合には、これに対し、義務付保の場合の二分の一に相当する保険料を国が負担することとし、第三は、義務付保の単位となる地区の範囲を明確にするため、これらの地区は都道府県知事が指定し、しかしてその指定にあたっては、原則として漁業協同組合の地区と一致するように指定することとし、以上のほか、保険組合の役員等の任期の延長、役員の義務及び損害賠償責任、保険関係の承継または存続、付保義務の消滅及び組合の経理等に関する規定に所要の改正を加え、また、新たに再保険料の延滞金の徴収に関する規定を設けた等であります。

委員会におきましては、まず政府当局から提案の理由その他について説明を聞き、質疑に入り、保険料の分割払いと再保険料の延滞金、保険組合の種類、小型船の保険加入の促進対策、改定料率、任意加入の小型船の料率の軽減措置、満期保険の改善策、特殊保険料の軽減措置、漁船再保険特別会計の利益金の活用、保険料の国庫負担方式その他の問題になり、その間において、政府当局から、再保険料の分割払いについては、従来、民事法定利率による延滞金を徴収しており、分割払いの禁止論もあるが、法制化を避け、指導で

廃止することとしたい。しかして延滞金は日歩二銭四厘を最高としてこれを引き上げたい。保険組合は、地域と業態の二本建てにしていただいた方が現状に適応すると思われる。今回提案した料率及び保険料の国庫負担方式の改正等によつて小型漁船の保険加入の促進をはかりたい。小型漁船に対する保険料の国の負担を六割以上とすることは困難であるので、小型漁船のものの一部を大型漁船に転嫁することとした。小型漁船の任意加入の保険料は集団加入の措置によつてその軽減をはかり、満期保険制度は存続することとし、制度を生かすよう検討したい。特殊保険に対する保険料軽減の措置はさらに継続したい。特別会計の利益金によつて、漁船保険振興基金を設けることは今後の問題として検討したい。しかし利益金の一部はすでに一般会計に繰り入れて漁業振興に利用することを考えた等の旨が述べられ、これらについて、それぞれ応酬が行なわれたのでありまして、これが詳細は会議録に譲ることを御了承いただきたいのであります。

かくして質疑を終わり、討論に入り、別に発言もなく、採決の結果、この法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。続いて、再保険料の分割払い、再保険料の延滞金、特殊保険の料率及び加

入促進並びに漁船保険事業の発達等について政府の善処を求める趣旨の附帯決議を委員会の決議とすることに決定し、なお、この決議に対して農林政務次官から、決議の趣旨を体して善処したい旨、政府の方針が述べられました。以上報告いたします。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第四、不動産登記法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。法務委員長大川光三君。
審査報告書は都合により第十六号末尾に掲載
不動産登記法の一部を改正する等の法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十五年三月十五日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

不動産登記法の一部を改正する等の法律案

不動産登記法の一部を改正する等の法律

(不動産登記法の一部改正)

第一条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第七条ノ二)

第二章 登記所及び登記官吏(第八条―第十三条)

第三章 登記ニ関スル帳簿及び図面(第十四条―第二十四条ノ二)

第四章 登記手続

第一節 通則(第二十五条―第七十七条)

第二節 不動産ノ表示ニ関スル登記手続

第一款 土地ノ表示ニ関スル登記手続(第七十八―第九十条)

第二款 建物ノ表示ニ関スル登記手続(第九十一条)

十一 条―第九十九 条

第三節 所有権ニ関スル登記手続(第一百条―第一百二十条ノ二)

第四節 所有権以外ノ権利ニ関スル登記手続(第一百二十一条―第一百四十条)

第五節 抹消ニ関スル登記手続(第一百四十一条―第一百五十一条)

第六章 罰則(第一百五十二条―第一百五十九条ノ二)

附則

第一条中「登記ハ」の下に「不動産ノ表示又ハ」を加え、「又ハ」を「若クハ」に改める。

第一章中第七条の次に次の一条を加える。

第七条ノ二 本法ノ施行ニ関スル細則ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第八条第一項中「登記スベキ権利ノ目的タル」を削り、同条第二項中「申請ニ因リ」を削る。

第十一条を削り、第十条を第十一条とし、第九条中「一箇又ハ数箇」を削り、「及ビ附屬書類又ハ其謄本」を、「附屬書類又ハ其謄本及ビ地図若クハ建物所在図又ハ其

一七九

写」に改め、同条を第十條とし、第八條ノ二を第九條とする。

第十三條を削り、第十二條を第十三條とし、第十一條ノ二を第十二條とする。

「第三章 登記ニ関スル帳簿」を「第三章 登記ニ関スル帳簿及び図面」に改める。

第十五條中「一棟」を「一箇」に改める。

第十六條第一項中「尚ホ表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、「乙区」を「甲区及び乙区」に改め、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ記載ス
第十七條及び第十八條を次のように改める。

第十七條 登記所ニ地図及び建物所在図ヲ備フ

第十八條 地図ハ一筆又ハ數筆ノ土地毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各筆ノ土地ノ区画及び地番ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス
建物所在図ハ一箇又ハ數箇ノ建物毎ニ之ヲ作製スルモノトシ各箇ノ建物ノ位置及び家屋番号ヲ明確ニスルモノナルコトヲ要ス

第二十條第一項中「登記簿」の下に「並ニ地図及び建物所在図」を加え、同条第二項中「申請書其他ノ

附屬書類ハ申請書受附」を「不動産ノ権利ニ関スル登記ノ申請書ハ受附に、「書面」を「モノ」に改める。

第二十一條第一項中「又ハ抄本」を「若クハ抄本又ハ地図若クハ建物所在図ノ全部若クハ一部ノ写」に、「又ハ其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地図若クハ建物所在図」に改め、同条第二項中「抄本」の下に「地図若クハ建物所在図ノ全部若クハ一部ノ写」を加える。

第二十二條第一項中「其附屬書類」の下に「並ニ地図及び建物所在図」を加え、「第二十條第二項ニ掲ゲタル書類」を「申請書其他ノ附屬書類」に改める。

第二十四條中「及び其附屬書類」を「若クハ其附屬書類又ハ地図若クハ建物所在図」に改める。

第二十四條ノ二第二項中「三十年」を「二十年」に改める。

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ二 不動産ノ表示ニ

関スル登記ハ登記官吏職權ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得

第二十六條に次の一項を加える。

不動産ノ表示ニ関スル登記ニ付テハ申請人登記所ニ出頭スルコトヲ要セズ

第二十八條ノ三中「第五十條第三項」を「第五十一條第三項」に、「第六十三條ノ三」を「第六十五條」に改める。

第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

第三十二條 仮登記ハ申請書ニ仮登記義務者ノ承諾書又ハ仮処分命令ノ正本ヲ添附シテ仮登記權利者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第三十三條 前条ノ仮処分命令ハ不動産ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ガ仮登記權利者ノ申請ニ因リ仮登記原因ノ疎明アリタル場合ニ於テ之ヲ發ス

申請ヲ却下シタル決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

前項ノ即時抗告ニ付テハ非訟事件手続法ノ規定ヲ準用ス

第三十六條第一号中「土地ノ番号」を「地番」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の二項を加える。

土地ノ表示又ハ土地ヲ目的トスル權利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 地目

二 地積

建物ノ表示又ハ建物ヲ目的トス

ル權利ニ関スル登記ヲ申請スル場合ニ於テハ第一項ニ掲ゲタル事項ノ外左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 建物ノ種類、構造及び床面積

二 家屋番号

三 建物ノ番号アルトキハ其番号

四 附屬建物アルトキハ其種類、構造及び床面積

第三十七條を次のように改める。

第三十七條 買戻ノ特約ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ買主ガ払ヒタル代金及び契約ノ費用ヲ記載シ若シ登記原因ニ買戻ノ期間ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十八條中「買戻ノ特約其他」を削る。

第三十九條及び第三十九條ノ二を次のように改める。

第三十九條 不動産ノ表示又ハ權利ノ設定、保存若クハ移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ所有者又ハ登記權利者ガ二名以上ナルトキハ申請書ニ其持分ヲ記載スルコトヲ要ス

第三十九條ノ二 權利ノ一部移転ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其部分ノ表示ヲ為シ若シ登記原因ニ民法第二百五十六

條第一項但書（同法第二百六十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十四條の次に次の一條を加える。

第四十四條ノ二 前条ノ規定ニ依リタル場合ニ於テハ第四十九條第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ却下スベキトキヲ除ク外登記官吏ハ其旨ヲ郵便ヲ以テ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ發シタル日ヨリ三週間内ニ登記義務者ガ法務省令ノ定ムル書面ヲ以テ登記申請ノ間違ナキコトヲ登記官吏ニ申出タル場合ニ於テハ其申出ノ時ニ登記官吏ガ其登記ノ申請書ヲ受取りタルモノト看做ス

第四十九條第三号中「当事者」を「不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外当事者」に改め、同条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請書ニ掲ゲタル土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ガ登記官吏ノ調査ノ結果ト符合セザルトキ

十一 第四十四條ノ二第二項ノ期間内ニ同項ノ申出ナキトキ

条第一項但書（同法第二百六十四條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第四十四條の次に次の一條を加える。

第四十四條ノ二 前条ノ規定ニ依リタル場合ニ於テハ第四十九條第一号乃至第九号ノ規定ニ依リ却下スベキトキヲ除ク外登記官吏ハ其旨ヲ郵便ヲ以テ登記義務者ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ發シタル日ヨリ三週間内ニ登記義務者ガ法務省令ノ定ムル書面ヲ以テ登記申請ノ間違ナキコトヲ登記官吏ニ申出タル場合ニ於テハ其申出ノ時ニ登記官吏ガ其登記ノ申請書ヲ受取りタルモノト看做ス

第四十九條第三号中「当事者」を「不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ申請スル場合ヲ除ク外当事者」に改め、同条第十号及び第十一号を次のように改める。

十 土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請書ニ掲ゲタル土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ガ登記官吏ノ調査ノ結果ト符合セザルトキ

十一 第四十四條ノ二第二項ノ期間内ニ同項ノ申出ナキトキ

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第四十九條ノ二を削る。

第五十一条を削り、第五十条第一項中「表示欄」を「表題部」に、「申請書受附ノ年月日、登記ノ目的其他申請書ニ掲ゲタル事項ニシテ不動産ノ表示ニ関スルモノ」を「不動産ノ表示ニ関スル事項、登記原因及び其日附並ニ登記ノ年月日」に改め、同条を第五十一条とし、同条の前に次の一条を加える。

第五十条 登記官吏ハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル登記ノ申請アリタル場合又ハ職權ヲ以テ其登記ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ土地又ハ建物ノ表示ニ関スル事項ヲ調査スルコトヲ得
登記官吏ハ前項ノ調査ヲ為ス場合ニ於テ必要アルトキハ日出ヨリ日没マデノ間ニ限り土地若クハ建物ヲ検査シ又ハ土地若クハ建物ノ所有者其他ノ関係人ニ文書ノ呈示ヲ求メ若クハ質問ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ其身分ヲ証スル書面ヲ携帯シ関係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スルコトヲ要ス
第五十二条中「表示欄ニ登記ヲ為ストキハ表示番号欄ニ番号ヲ記載シ」を削る。
第五十九条の次に次の一条を加える。

第五十九条ノ二 買戻ノ特約ノ登記ハ買主ノ権利取得ノ登記ニ附記シテ之ヲ為ス
買戻ニ因ル権利取得ノ登記ヲ為シタルトキハ前項ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス
前二項ノ規定ハ登記ノ目的タル權利ノ消滅ニ関スル事項ノ定メ登記ニ付キ之ヲ準用ス
第六十条第一項に次のただし書を加える。

但其登記ガ不動産ノ表示ニ関スル登記、登記名義人ノ表示ノ変更若クハ更正ノ登記又ハ抹消ノ登記ナルトキハ申請書受附ノ年月日、受附番号及ビ順位番号ヲ記載スルコトヲ要セズ
第六十条第二項中「順位番号」及び「登記原因、其日附」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条を第六十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

第六十二条 登記官吏ガ不動産ノ表示ニ関スル登記ヲ為シタルトキハ遅滞ナク其旨ヲ申請人以外ノ表題部ニ記載シタル所有者、更正前ノ表題部ニ所有者トシテ記載セラレタル者若クハ所有權ノ登記名義人又ハ其一人ニ通知スルコトヲ要ス
第六十三条中「登記ヲ」を「權利ニ関スル登記ヲ」に改める。

第六十七条及び第六十八条を削り、第六十六条を第六十八条とし、第六十五条を第六十七条とし、第六十四条中「登記」を「權利ニ関スル登記」に改め、同条を第六十六条とし、第六十三条ノ三を第六十五条とし、第六十三条ノ二を第六十四条とする。

第七十一条第一項中「表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ」を削る。

第七十二条第一項中「新登記」を「權利ニ関スル新登記」に改める。

第七十三条第一項中「第六十二条」を「第六十一条」に改める。

第七十四条第二項中「表示欄及ビ」を削る。

第七十六条第二項中「表示欄」を「表題部」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項及び第二項ノ規定ハ表題部又ハ各區ノ教數過多ニシテ取扱不便ト為ルニ至リタル場合ニ之ヲ準用ス
前項ノ規定ニ依リテ登記ヲ移シタルトキハ前ノ表題部又ハ各區ノ用紙ハ之ヲ閉鎖シタル登記用紙ト看做ス

「第二節 所有權ニ関スル登記手続」を「第二節 不動産ノ表示ノ登記手続」に改める。
「第一款 土地ノ表示ニ関スル登記手続」に改める。

第七十八條から第八十條までを次のように改める。

第七十八条 土地ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス
一 土地所在ノ郡、市、区、町村及ビ字
二 地番
三 地目
四 地積
五 所有權ノ登記ナキ土地ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第七十九条 登記所ハ政令ノ定ムルコロニ依リ地番區域ヲ定メ土地一筆毎ニ地番ヲ附スルコトヲ要ス
地目及ビ地積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第八十条 新ニ土地ヲ生ジタルトキハ所有者ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス
前項ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量圖、土地ノ所在圖及ビ申請人ノ所有權ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス
所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ其變更アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一条を次のように改める。

第八十一条 地目又ハ地積ノ變更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス
前項ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ地目又ハ地積ヲ記載シ地積ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ地積ノ測量圖ヲ添付スルコトヲ要ス
所有者ノ變更アリタルトキハ新所有者ハ其者ノ為所有權ノ登記アリタル日ヨリ一个月内ニ第一項ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一条の次に次の八条を加える。
第八十一条ノ二 土地ノ分筆又ハ合筆ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有權ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ為ス
前項ノ登記ノ申請書ニハ分割又ハ合併後ノ土地ノ表示ヲ為シ分筆ノ登記ノ申請書ニハ分割後ノ土地ノ地積ノ測量圖ヲ添付スルコトヲ要ス
一筆ノ土地ノ一部ガ別地目ト為リ又ハ地番區域ヲ異ニスルニ至リタルトキハ第一項ノ申請ナキ場合ニ於テモ登記官吏ハ其土地

ノ分筆ノ登記ヲ為スコトヲ要ス

第八十一条ノ三 所有権ノ登記及ビ承役地ニ付キ為ス地役権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記アル土地ニ付テハ合併ヲ為スコトヲ得ズ所有権ノ登記ナキ土地ト所有権ノ登記アル土地トノ合併ニ付キ亦同ジ

第八十一条ノ四 一筆ノ土地ノ一部ニ承役地ニ付キ為ス地役権ノ登記アル土地ノ分筆ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ分割後ノ土地ノ一部ニ地役権ガ存続スベキトキハ申請書ニ其部分ヲ記載シ之ヲ証スル地役権者ノ書面及ビ其部分ヲ示シタル図面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一条ノ五 第八十一条第二項ノ規定ハ地目又ハ地積ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三条ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第八十一条ノ六 表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ変更アリタルトキハ所有権ニ関スル登記ノ手続ニ依ルニ非ザレバ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第八十一条ノ七 表題部ニ記載シタル所有者ノ更正ノ登記ハ申請書ニ其者ノ承諾書ヲ添附シテ書

面ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

表題部ニ記載シタル所有者ノ持分ノ更正ノ登記ハ申請書ニ持分ヲ更正スベキ他ノ共有者ノ承諾書ヲ添附シテ共有者ノ一人ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

第八十一条ノ八 土地ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ一个月内ニ土地ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第八十一条ノ九 地番、地目又ハ地積ノ変更又ハ更正ノ登記ヲ為ストキハ変更又ハ更正前ノ地番、地目又ハ地積ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ変更若クハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ヲ為ストキハ変更又ハ更正前ノ所有者又ハ其持分ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

第八十二条第一項中「為シタル」を「為ス」に、「表示欄」を「表題部」に改め、同条第二項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及び其番号」を削る。

第八十三条第三項中「其旨」を「乙地ニ関シ其権利ノ消滅シタル旨」に改め、同条に次の三項を加える。

申請書ニ所有権以外ノ権利ノ登記名義人ガ甲地ニ関シ其権利ノ消滅ヲ承諾シタルコトヲ証スル書面又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附シタルトキハ乙地ノ登記用紙中相当区事項欄ニ其権利ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受附ノ年月日及ビ受附番号ヲ記載シ登記官吏捺印スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ甲地ノ登記用紙中其権利ニ関スル登記ニ甲地ニ関シ其権利ノ消滅シタル旨を附記シ其登記ヲ朱抹スルコトヲ要ス

前二項ノ権利ヲ目的トスル第三者ノ権利ニ関スル登記アルトキハ申請書ニ其者ノ承諾ヲ証スル書面又ハ之ニ対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本ヲ添附スルコトヲ要ス

第三項及ビ第四項ノ規定ハ前項ノ書面ノ添附アリタル場合ニ於ケル第三者ノ権利ニ関スル登記ニ付キ之ヲ準用ス

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ分筆ノ登記ヲ為シタルトキハ甲地又ハ乙地ノ登記用紙中地役権ニ関スル登記ニ其地役権ノ存続スベキ部分ヲ附記スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ハ第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ甲地ノミニ付キ地役権ガ存続スベキトキニ、前条第四項ノ規定ハ第八十一条ノ四ノ場合ニ於テ乙地ノミニ付キ地役権ガ存続スベキトキニ之ヲ準用ス

第八十五条第一項中「合併シタル」を「合併スル」に、「表示欄」を「表題部」に改め、「及び其番号」を削り、同条第二項中「甲区」を「相当区」に、「所有権ニ関スル」を「所有権及ビ地役権」に、「其登記」を「所有権ノ登記」に改め、「ニ関スル旨」の下に「又ハ合併シタル部分ノミガ甲地ト共ニ地役権ノ目的タル旨」を加え、同条第四項中「所有権其他ノ権利ニ関スル」を「所有権又ハ地役権」に、「甲地ノ番号」を「甲地ノ地番」に改め、同条第五項中、「第三項」を「乃至第六項」に改め、同条第三項を削る。

第八十六条第一項中「合併シタル」を「合併スル」に改め、同条中「表示欄」を「表題部」に改め、「及び其番号」を削る。

第八十七条第一項中「甲区」を「相当区」に、「所有権ニ関スル」を「所有権及ビ地役権」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

第八十五条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十八条から第九十条までを次のように改める。

第八十八条 土地ノ滅失ノ登記ヲ為ストキハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス

第八十九条 前条ノ場合ニ於テ滅失シタル土地ガ他ノ不動産ト共ニ所有権以外ノ権利ノ目的タリシトキハ他ノ不動産ノ登記用紙中相当区事項欄ニ滅失シタル土地ノ表示ヲ為シ滅失ノ原因及ビ其土地ノ滅失シタルコトヲ附記シ其不動産ト共ニ所有権以外ノ権利ノ目的タル旨ヲ記載シタル登記中滅失シタル土地ノ表示ヲ朱抹スルコトヲ要ス

他ノ不動産ノ所在地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スルトキハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ其登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第九十条 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ当該官庁ハ遅滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ嘱託ヲ受ケタル登記所ハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第九十条 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ当該官庁ハ遅滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ嘱託ヲ受ケタル登記所ハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第九十条 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ当該官庁ハ遅滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

前項ノ嘱託ヲ受ケタル登記所ハ土地ノ表示ヲ朱抹シ其登記用紙ヲ閉鎖スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ前条ノ規定ヲ準用ス

第九十条 土地ガ河川ノ敷地ト為リタル場合ニ於テハ当該官庁ハ遅滞ナク其登記ノ抹消ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

土地ノ一部ガ河川ノ敷地ト爲リタルトキハ当該官庁ハ分筆ノ登記ヲ囑託スルコトヲ得

第四十六條ノ二、第五十一條第三項、第六十條ノ二及ビ第六十五條ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十條ノ次に次の款名を加ふる。

第二款 建物ノ表示ニ

続

第九十一條及び第九十二條を次のように改める。

第九十一條 建物ノ表示ノ登記ニ於テハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一 建物所在ノ郡、市、区、町村、字及ビ地番

二 家屋番号

三 種類、構造及ビ床面積

四 建物ノ番号アルトキハ其番号

五 附属建物アルトキハ其種類、構造及ビ床面積

六 所有権ノ登記ナキ建物ニ付テハ所有者ノ氏名、住所若シ

所有者ガ二名以上ナルトキハ其持分

第九十二條 登記所ハ政令ノ定ムルトコロニ依リ建物一箇毎ニ家屋番号ヲ附スルコトヲ要ス

建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ定ムルニ付キ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十二條ノ二及ビ第九十三條を削リ、第九十二條ノ次に次の八條を加ふる。

第九十三條 建物ヲ新築シタルトキハ所有者ハ一ヶ月内ニ建物ノ表示ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ建物ノ図面、各階ノ平面図及ビ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ二 建物ノ所在又ハ第九十一條第三項乃至第五項ニ掲ゲタル事項ニ變更アリタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者

又ハ所有権ノ登記名義人ハ一ヶ月内ニ建物ノ表示ノ變更ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ事項ヲ記載シ建物ノ所在ノ變更ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ建物ノ図面ヲ、床面積ノ變更又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ變更後ノ建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ、床面積ノ増加又ハ附属建物ノ新築ノ登記ノ申請書ニハ申請人ノ所有権ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第八十一條第三項ノ規定ハ第一項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ三 建物ノ分割、区分又ハ合併ノ登記ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ノ申請ニ因リ之ヲ爲ス

前項ノ登記ノ申請書ニハ分割、区分又ハ合併後ノ建物ノ表示ヲ爲シ其建物ノ図面及ビ各階ノ平面図ヲ添附スルコトヲ要ス

第九十三條ノ四 所有権ノ登記以外ノ権利ニ關スル登記アル建物ニ付テハ合併ヲ爲スコトヲ得ズ

所有権ノ登記ナキ建物ト所有権ノ登記アル建物トハ合併ニ付キ亦同ジ

第九十三條ノ五 第九十三條ノ二第二項ノ規定ハ第九十一條第一號及ビ第三號乃至第五號ニ掲ゲタル事項ノ更正ノ登記ノ申請ニ、第四十三條ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正ノ登記ノ申請ニ、第八十一條ノ六ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ其持分ノ更正ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ六 登記ガ滅失シタルトキハ表題部ニ記載シタル所有者又ハ所有権ノ登記名義人ハ

一ヶ月内ニ建物ノ滅失ノ登記ヲ申請スルコトヲ要ス

第九十三條ノ七 第八十一條ノ九第一項ノ規定ハ家屋番号、建物ノ所在、種類、構造、床面積又ハ番号ノ變更又ハ更正ノ登記ニ、同条第二項ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ八 附属建物ノ新築ノ登記ヲ爲スコトキハ主たる建物ノ登記用紙中表題部ニ附属建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十四條及ビ第九十五條を次のように改める。

第九十四條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シ又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ分割又ハ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ

第一項ノ手続ヲ爲シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ甲建物又ハ其附属建物ノ残余部分ノ表示ヲ爲シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十三條ノ七 第八十一條ノ九第一項ノ規定ハ家屋番号、建物ノ所在、種類、構造、床面積又ハ番号ノ變更又ハ更正ノ登記ニ、同条第二項ノ規定ハ表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ノ變更又ハ更正又ハ所有者若クハ其持分ノ更正ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十三條ノ八 附属建物ノ新築ノ登記ヲ爲スコトキハ主たる建物ノ登記用紙中表題部ニ附属建物ノ種類、構造及ビ床面積ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十四條及ビ第九十五條を次のように改める。

第九十四條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シ又ハ甲建物若クハ其附属建物ヲ区分シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ分割又ハ区分ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ

第一項ノ手続ヲ爲シタルトキハ甲建物ノ登記用紙中表題部ニ甲建物又ハ其附属建物ノ残余部分ノ表示ヲ爲シ区分ニ因リテ他ノ部分ヲ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十五條 甲建物ヨリ其附属建物ヲ分割シテ之ヲ乙建物ト爲ス場合ニ於テ其登記ヲ爲ストキハ乙建物ノ登記用紙中表題部ニ合併ニ因リテ家屋番号何番ノ建物ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第九十六条中「及び第八十四条」を削る。

第九十七条中「第五項」を「第四項」に改める。

第九十八条中「又ハ其附属建物ニ合併シタル」を「若クハ其附属建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附属建物ト為ス」に、「乙建物ノ附属建物」ニ合併シタル場合ニ於テハ乙建物」を「乙建物ノ附属建物ニ合併シ又ハ乙建物ノ附属建物ト為ス場合ニ於テハ乙建物及ビ他ノ附属建物」に改め、「及び其番号」を削る。

第九十九条を次のように改める。

第九十九条 第八十八条及び第八十九条ノ規定ハ建物ノ滅失ノ登記ニ之ヲ準用ス

第九十九条の次に次の節名を加える。

第三節 所有権ニ関スル登記手続

第一百条を次のように改める。

第一百条 始メテ為ス所有権ノ登記ハ左ニ掲ゲタル者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

- 一 表題部ニ自己又ハ被相続人ガ所有者トシテ記載セラレタル者
- 二 判決ニ依リ自己ノ所有権ヲ証スル者

三 収用ニ因リ所有権ヲ取得シタル者

第一百条ノ二ヲ削る。

第一百一条及び第一百二条を次のように改める。

第一百一条 前条ノ規定ニ従ヒテ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ第一百条第何号ニ依リテ登記ヲ申請スル旨ヲ記載シ申請書ノ副本及ビ必要ナル証明書類ヲ添附スルコトヲ要ス但登記原因及ビ其日附ヲ記載シ又ハ第三十五条第一項第二号乃至第四号ニ掲ゲタル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第一百二条 不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ第一百二条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有権ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ申請書又ハ嘱託書ニ掲ゲタル不動産ノ表示ニ関スル事項ヲ記載シ第一百二条第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リテ所有権ノ登記ヲ為スニ因リテ其登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百二条ノ二及び第一百二条ノ三を削る。

第一百三条を次のように改める。

第一百三条 所有権ノ登記ヲ為シタルトキハ登記用紙中表題部ニ記載シタル所有者ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

第一百三条ノ二を削る。

第一百四条を次のように改める。

第一百四条 所有権ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ノ嘱託アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキハ登記用紙中甲区事項欄ニ所有者ノ氏名、住所及ビ処分ノ制限ノ登記ノ嘱託ニ依リテ所有権ノ登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百二条ノ規定ハ不動産ノ表示ノ登記ナキ不動産ニ付キ所有権ノ処分ノ制限ノ登記ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第一百五条から第一百条までを削り、第一百四条ノ十五中「第一百四条ノ二」を「第一百八条」に改め、同条を第一百条ノ十二とし、第一百四条ノ十四中「第一百四条ノ十一」を「第一百条ノ八」に改め、同条を第一百条ノ十一とし、第一百四条ノ十三中「第一百条ノ八」を「第一百条ノ五」に、「第一百条ノ六又ハ第一百条ノ七」を「第一百条ノ三又ハ第一百条ノ四」に改め、同条を第一百条ノ十とし、第一百四条ノ六から第一百条ノ十二までを第一百条ノ三から第一百条ノ九までとし、第一百条ノ五第二項中「場合」の下に「又ハ同法第二十七条ノ規定ニ基ク信託財産ノ復旧ノ場合」を加え、同条を第一百条ノ二とし、第一百条ノ二から第一百条ノ四まで

を第一百八条から第一百条までとし、第一百条の次に次の三条を加える。

第一百五条 第一百四十六条第一項ノ規定ハ所有権ニ関スル仮登記ヲ為シタル後本登記ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ場合ニ於テ本登記ヲ為ストキハ登記用紙中相当区事項欄ニ第三者ノ権利ノ表示ヲ為シ同項ノ本登記ヲ為スニ因リテ抹消ヲ為ス旨ヲ記載シ其登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第一百六条 土地又ハ建物ノ収用ニ因リ所有権移転ノ登記ハ申請書ニ収用ノ裁決ノ失効セザリシコトヲ証スル書面ヲ添附シテ起業者ヨリ之ヲ申請スルコトヲ得

官庁又ハ公署ガ起業者ナルトキハ其官庁又ハ公署ハ遅滞ナク前項ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スルコトヲ要ス

第一百七条 土地ニ付キ前条第一項ノ登記ヲ申請シ又ハ嘱託スル場合ニ於テハ申請書又ハ嘱託書ニ収用ニ因リ消滅シタル既登記ノ権利ノ表示ヲ為シ其消滅ヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

前項ノ登記ノ申請又ハ嘱託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ同項ノ規定ニ依リ申請書又ハ嘱託書ニ表示シタル権利ノ登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

「第三節」を「第四節」に改める。

第一百一条中「又ハ移転」及び「及び範圍」を削る。

第一百二条中「又ハ移転」を削る。

第一百二条の次に次の一条を加える。

第一百二条ノ二 要役地ニ付キ所有権ノ登記ナキトキハ地役権ノ設定ノ登記ヲ為スコトヲ得ズ

第一百三条に次の二項を加える。

地役権設定ノ範圍ガ承役地ノ一部ナル場合ニ於テハ申請書ニ其範圍ヲ明カナラシムル図面ヲ添附スルコトヲ要ス

要役地ガ他ノ登記所ノ管轄ニ属スル場合ニ於テハ申請書ニ地役権者ガ要役地ノ所有権ノ登記名義人タルコトヲ証スル書面ヲ添附スルコトヲ要ス

第一百三条の次に次の一条を加える。

第一百三条ノ二 地役権ノ設定ノ登記ヲ為ス場合ニ於テハ登記用紙中乙区事項欄ニ登記権利者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要セズ

第一百四条の次に次の一条を加える。

第一百四条ノ二 第一百三条第二項ノ規定ハ地役権設定ノ範圍ノ

変更ノ登記ノ申請ニ、同条第三項ノ規定ハ地役権ノ変更又ハ消滅ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス
 第百十七條中「元本若クハ利息ノ支払場所ノ定」を「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ニ關スル定」に改め、「之ヲ」の下に「記載シ而モ抵当証券発行ノ定アル場合ニ於テ元本又ハ利息ノ支払場所ノ定アルトキハ之ヲモ」を加える。
 第百十九條及び第百十九條ノ二を次のように改める。

第百十九條 先取特権、質権又ハ抵当権ノ保存又ハ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ債務者ノ表示ヲ為スコトヲ要ス

第百十九條ノ二 第百十七條ノ規定ハ民法第三百七十五條第一項ノ規定ニ依リ抵当権ヲ以テ他ノ債権ノ担保ト為シ又ハ抵当権ヲ譲渡シ若クハ放棄シタル場合ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス
 第百十九條ノ二の次に次の二條を加える。

第百十九條ノ三 民法第三百九十三條ノ規定ニ依ル代位ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ先順位ノ抵当権者ガ弁済ヲ受ケタル不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ其代價及ビ弁済ヲ受ケタル額ヲ記載スルコトヲ要ス

第百十七條ノ規定ハ前項ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス
 第百十九條ノ四 前二條ノ規定ハ質権ニ付キ之ヲ準用ス
 第百二十一條を次のように改める。

第百二十一條 外国ノ通貨ヲ以テ債権額ヲ指定シタル債権ノ担保タル質権又ハ抵当権ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其債権額ノ外日本ノ通貨ヲ以テ表示シタル担保限度額ヲ記載スルコトヲ要ス
 第百二十二條に次の二項を加える。

前項ノ場合ニ於テ不動産ガ五箇以上ナルトキハ申請書ニ共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス
 前項ノ目録ニハ各不動産ニ關スル權利ノ表示ヲ為シ申請人ノ二署名、捺印スルコトヲ要ス
 第百二十二條ノ二を削る。

第百二十八條から第百三十五條までを削り、第百二十七條ノ三中「第百三條及び第百三條ノ二ノ規定ハ土地ニ關スル所有權以外ノ權利ノ取用ニ因ル權利移転ノ登記ニ、第百四條ノ二乃至第百四條ノ十五」を「第百八條乃至第百十條ノ十二」に改め、同條を第百三十五條とし、同條の前に次の一條を加える。

第百三十四條 所有權以外ノ權利ノ移転ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第百二十七條ノ二中「又ハ移転」及び「採石權設定ノ範圍及ビ其を削り、同條を第百三十三條とし、第百二十六條ノ三から第百二十七條までを第百二十九條から第百三十二條までとし、第百二十六條ノ二を削り、第百二十六條第一項中「第百二十四條」を「第百二十五條」に改め、同條第二項中「前項」を「第二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加え、同條を第百二十八條とする。

前項ノ規定ニ從ヒテ為スベキ登記ハ共同担保目録アル場合ニ於テハ其目録ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第百二十五條を削り、第百二十四條ノ四第一項中「第百二十二條ノ三」を「第百二十三條」に改め、同條第二項中「第百二十四條及び第百二十四條ノ二」を「第百二十五條」に改め、同條を第百二十七條とし、第百二十四條ノ三を第百二十六條とし、第百二十四條ノ二を削り、第百二十四條に次の一項を加え、同條を第百二十五條とする。

申請書ニ共同担保目録ヲ添附シタル場合ニ於テ其第一箇ノ不動産ニ關スル權利ニ付キ登記ヲ為ス

トキハ其不動産ノ登記用紙中相當事項欄ニ共同担保目録ニ掲ゲタル他ノ不動産ニ關スル權利ト共ニ担保ノ目的タル旨ヲ記載スルヲ以テ足ル

第百二十三條を第百二十四條とし、第百二十二條ノ三を第百二十三條とする。

第百三十六條中「建坪」を「床面積」に、「土地ノ番号」を「地番」に改める。

第百三十七條中「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十八條中「既登記ノ」を「所有權ノ登記アル」に、「表示欄」を「表題部」に、「建坪」を「床面積」に改める。

第百三十九條第一項中「第百六條及び第百七條」を「第百六條及び第百一條」に改める。
 第百四十條を次のように改める。

第百四十條 前條第一項ノ建物ニ付キ建物ノ表示ノ登記ヲ為ストキ又ハ同條第二項ノ新築ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表題部ニ更ニ建物又ハ附屬建物ノ表示ヲ為シ前ノ表示ヲ抹スルコトヲ要ス

前條第一項ノ所有權ノ登記ヲ為ストキハ不動産工事ノ先取特權ノ保存ニ關シテ甲區事項欄ニ為

シタル登記ヲ抹スルコトヲ要ス
 「第四節」を「第五節」に改める。
 第百四十三條を次のように改める。

第百四十三條 始メテ為シタル所有權ノ登記ノ抹消ヲ其所有權ノ登記名義人ヨリ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス
 第百四十四條及び第百四十四條ノ二ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

第百四十四條第一項中「仮登記名義人ヨリ」の下に「申請書ニ其登記ノ登記済証ヲ添附シテ」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。

第百四十四條及び第百四十四條ノ二ノ規定ハ第一項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス
 第百四十五條に次の一項を加える。

登記原因ノ無効又ハ取消ニ因ル登記ノ抹消又ハ回復ヲ為シタルトキハ登記官ハ予告登記ヲ抹消スルコトヲ要ス
 第百四十八條を次のように改める。

第百四十八條 第百六條ノ規定ハ土地又ハ建物ニ關スル所有權以外ノ權利ノ取用ニ因ル權利消滅ノ登記ニ之ヲ準用ス

建物ノ取用ニ因ル所有権移転ノ登記又ハ前項ノ登記ノ申請又ハ囑託アリタル場合ニ於テ其登記ヲ為ストキハ建物又ハ同項ノ権利ヲ目的トスル所有権ノ登記以外ノ権利ニ関スル登記ヲ抹消スルコトヲ要ス

第四百九十九条を削り、第四百九十九条ノ二を第四百九十九条とする。

第五百五十六条を削り、第五百五十五条を第五百五十六條とし、第五百五十四條を第五百五十五條とし、第五百五十三條を第五百五十四條とし、第五百五十二條を削り、第五百五十一條を第五百五十三條とし、第五百五十條を第五百五十二條とし、第四百九十九條ノ五を第五百五十一條とし、第四百九十九條ノ四を削り、第四百九十九條ノ三を第五百五十條とする。

第五百五十八條及び第五百五十九條を削り、第五百五十七條の次に次の一章を加える。

第六章 罰則

第五百五十八條 登記義務者ニ付キ確實ナル知識ヲ有セザルニ拘ラズ第四百九十四條ノ規定ニ依ル保証ヲ為シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ二十万円以下ノ罰金ニ処ス

第五百五十九條 第五十條第二項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ十万円以下ノ罰金ニ処ス同項ノ規定ニ依ル文

書ノ呈示ヲ為サズ若クハ虚偽ノ文書ヲ呈示シ又ハ質問ニ對シ陳述ヲ為サズ若クハ虚偽ノ陳述ヲ為シタル者亦同ジ

第五百五十九條ノ二 第八十條第一項若クハ第三項、第八十一條第一項若クハ第三項、第八十一條ノ八、第九十三條第一項若クハ第三項、第九十三條ノ二第一項

若クハ第三項又ハ第九十三條ノ六ノ規定ニ依ル申請ヲ為スベキ義務アル者其申請ヲ怠リタルトキハ一萬四以下ノ過料ニ処ス

土地台帳法及び家屋台帳法の廢止

第二条 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)は、廢止する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(表題部の改製及び新設)

第二条 登記所は、第一条の規定による改正前の不動産登記法の規定による土地又は建物の登記用紙の表題部を同条の規定による改正後の不動産登記法の規定による登記用紙の表題部に改製し、未登記の土地又は建物で土地台帳又は家屋台帳に登録されているものについ

ては、表題部を新設しなければならない。

2 前項の規定による改製及び新設を完了すべき期日は、各登記所について法務大臣が指定する。

3 法務大臣は、前項の期日(以下「指定期日」という。)を指定したときは、すみやかに官報で公示しなければならない。

4 第一項の規定による改製及び新設に関し必要な事項は、法務省令で定める。

(指定期日までの経過措置)

第三条 この法律の施行の後指定期日までの間は、各登記所の管轄区域内の土地及び建物に関しては、この法律による他の法律の改正又は廢止にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 第一条の規定による改正前の不動産登記法中第八條ノ二から第十三條まで、第十五條、第十七條、第十八條、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第五十一條、第六十條、第六十一條、第六十三條ノ二から第六十八條まで、第七十八條、第八十條ノ二、第八十三條第三項、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十二條ノ

二、第九十四條から第九十八條まで、第九十九條ノ二から第九十九條ノ五まで、第七十七條ノ二から第九十九條まで、第九十一條、第九十二條、第九十七條、第九十九條、第一百九條ノ二、第二百一十一條から第二百三十五條まで、第四百三十三條、第四百四十

四條、第四百四十八條から第四百五十九條まで及び第六十四條を除くその他の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十九條	段別若クハ坪數	地積
第八十條		
第八十一條	段別又ハ坪數	地積
第八十八條		
第九十一條	建坪	床面積
第九十二條		
第九十三條	建坪	床面積
第九十九條		
第一百三十六條から第一百三十八條まで	建坪	床面積
第二百三十八條		

二 第一条の規定による改正後の不動産登記法中第七條ノ二、第九條から第十三條まで、第十五條、第二十條第二項、第二十二條第一項ただし書、第二十四條ノ二第二項、第三十二條、第三十三條、第三十六條から第三十九條ノ二まで、第四十四條ノ二、第四十九條第十一號、第五十九條ノ二、第六十條、第六十四條から第六十八條まで、第七十六條第四項及び第五項、第八十一條ノ三、第八十一條ノ四、第八十三條第三項から第六項まで、第八十四條から第八十七條まで、第九十條、第九十三條ノ四、第九十四條から第九十八條まで、第九十四條第一項、第九十五條から第一百十二條ノ二まで、第一百十三條第二項及び第三項、第一百十三條ノ二、第一百十四條ノ二、第一百十七條、第一百十九條から第一百十九條ノ四まで、第一百二十一條から第三十五條まで、第四十三條、第四十四條、第四十五條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條から第五十八條までの規定を除くその他の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第三十九条	不動産ノ表示又ハ権利所有者又ハ登記権利者	権利
第六十条第一項ただし書	不動産ノ表示ニ関スル登記	不動産若クハ
第八十五条第一項	表題部	表示欄
第八十六条		
第九十四条		
第九十五条第一項及び第二項		
第八十五条第一項	合併スル	合併シタル
第八十六条第一項		
第九十五条第二項		
第八十五条第一項	前ノ表示	前ノ表示及び其番号
第八十六条第一項		
第九十四条第三項		
第八十六条第二項	甲地ノ表示	甲地ノ表示及び其番号
第九十条第二項	土地ノ表示	登記用紙中表示欄ニ河川ノ敷地ト為リタル旨ヲ記載シ土地ノ表示及び其番号
第九十四条		
第九十五条第一項	為ス場合	為シタル場合
第九十八条		
第一百四十一条第一項	甲区事項欄	表示欄ニ不動産ノ表示ヲ為シ且甲区事項欄

三 第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定を適用する。ただし、所有権の登記及び承役地についてする地役権の登記以外の登記のある土地若しくは家屋の合併又は既登記の土地若しくは家屋と未登記

記の土地若しくは家屋の合併は、することができない。
四 附則第十三条の規定による改正前の抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第十八条の規定、附則第十五条の規定による改正前の土地改良法（昭和二十四年

法律第九十五号）の規定、附則第十六条第一項の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定、附則第十七条第一項の規定による改正前の土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第一条、第二条及び第十九条第一項の規定、附則第十九条の規定による改正前の国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の規定、附則第二十一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の規定並びに附則第二十九条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）の規定を適用する。（この法律の施行の際の経過措置）
第四条 この法律の施行の際権利者が二名以上でその持分の登記のされていない権利の登記については、その登記名義人は、その持分の登記を申請することができる。
2 この法律の施行の際第一条の規定による改正前の不動産登記法第六十一条の規定によりなすべき通知でまだしていないものがある場合には、この法律の施行の後遅滞なく、従前の例による通知をしなければならない。
3 この法律の施行の際土地又は建物の一部につき所有権の登記及び

地役権に関する登記以外の権利に関する登記がされている場合には、その土地又は建物については、その権利の存する部分と存しない部分とに分割又は区分する登記をした後でなければ、その他の不動産の表示に関する登記及び権利に関する登記をすることができない。ただし、登記名義人の表示の変更又は権利の変更、処分の制限若しくは消滅の登記は、この限りでない。
4 前項に規定する分割又は区分する登記の申請書には、土地又は建物の一部につきされている権利に関する登記の登記名義人（抵当証券の所持人及び裏書人を含む）の承諾を証する書面又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添附しなければならない。
5 前二項の規定は、要役地の一部につき地役権の登記がされている場合に準用する。
6 この法律の施行の際債務者の登記のされていない先取特権、質権又は抵当権の登記については、この法律の施行の後最初にその登記名義人がこれらの権利の抹消の登記以外の登記を申請する場合に、申請書に債務者を表示しなければならない。

（不動産の表示に関する登記の申請義務についての経過措置）
第五条 第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十九条第一項及び第三項、第九十九条ノ三、第九十九条ノ六の規定は、地方税法第三百四十八条の規定により固定資産税を課することができない土地及び建物並びに同法第三百四十九条第五項に規定する土地については、指定期日後も当分の間は適用しない。
2 第一条の規定による改正後の不動産登記法第八十条第一項及び第三項、第八十一条第一項及び第三項、第八十一条ノ八、第九十九条第一項及び第三項、第九十九条ノ三、第九十九条ノ六の規定は、指定期日以前に生じた事項についても適用する。ただし、これらの規定に定める期間については、指定期日の翌日から起算する。
（登録事項の通知等）
第六条 附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法第三十九条（附則第三条第三号の規定により適用される第二条の規定による廃止前の家屋台帳法第二十二條にお

いて準用する場合を含む。の規定によりなすべき通知で指定期日までにしていけないものがある場合には、その通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載については、なお、従前の例による。

(罰則の経過措置)

第七条 指定期日以前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(法務省令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、不動産登記法の改正並びに土地台帳法及び家屋台帳法の廃止に伴なり土地及び建物の登記及び登録の手續に關し必要な経過措置は、法務省令で定める。

(工場抵当法及び立木に關する法律の一部改正)

第九条 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「未登記ノ」を「所有権ノ登記ナキ」に改める。

第十七条第二項中「不動産登記法第八條第二項ノ規定ハ」を削り、「場合ニ之ヲ準用ス」を「トキ

ハ申請ニ因リ法務局又ハ地方方法務局ノ長ニ於テ管轄登記所ヲ指定ス但シ數箇ノ法務局又ハ地方方法務局管内ノ登記所ノ管轄区域ニ跨ガルトキハ法務大臣ニ於テ之ヲ指定ス」に改める。

第二十条第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ工場財団ノ表示ニ關スル事項ヲ記載ス

第二十一条中「第三号乃至第八号」を「第一項第二号乃至第七号」に改める。

第四十二条ノ六第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、同条第三項中「及其ノ番号」を削る。

第四十二条ノ七第一項及び第三項中「表示欄」を「表題部」に改め、「及其ノ番号」を削る。

第四十七条中「工場財団ノ抵当権ガ競落ニ因リ消滅シタルトキ」及び「第二十三條及第三十四條ノ記載ノ抹消及」を削り、同条に次の一項を加える。

前項ノ規定ハ前条ノ規定ニ依ル競売又ハ入札アリタル場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テハ工場財団ノ消滅ノ登記並ニ第二十三

条及第三十四條ノ記載ノ抹消ヲモ囑託スルコトヲ要ス

2 立木に關する法律(明治四十二年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「表題部ニ表示欄、表示番号欄ヲ設ケ」を削り、同条第二項を次のように改める。

表題部ニハ立木ノ表示ニ關スル事項ヲ記載ス

第十五条中「第三十六條」を「第三十六條第一項及第二項」に改め、同条第一号中「段別」を「地積」に改める。

第十六条第一項第一号中「所有者又ハ地上権者トシテ登記簿ニ登記セラレタル者」を「所有權又ハ地上權ノ登記名義人」に改め、同項第二号中「土地台帳」を「土地登記簿ノ表題部」に、「登録」を「記載」に改め、同項第四号中「其他官庁又ハ公署ノ書面」を削る。

第十八条第一項中「既登記ノ」を「所有權ノ登記アル」に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

吏檢印スベシ立木ノ区分ノ登記ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二十条第二項中「番号又ハ段別」を「地番又ハ地積」に改め、同条第三項を次のように改める。

前二項ノ登記ニ關シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

3 第一項の規定による改正前の工場抵当法の規定(鉱業抵当法(明治三十八年法律第五十五号)第三

条、漁業財団抵当法(大正十四年法律第九号)第六條、港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十

一号)第二十六條及び道路交通事業抵当法(昭和二十七年法律第二百四号)第十九條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。による登記用紙の表題部(以下次項において「旧表題部」という。は、同項の規定による改正後の工場抵当法の規定による登記用紙の表題部(以下次項において「新表題部」という。)とみなす。

4 登記所は、法務省令の定めるところにより、旧表題部を新表題部に改製することができる。

5 前二項の規定は、第二項の規定による改正前の立木に關する法律

の規定による登記用紙の表題部に準用する。

(登録税法の一部改正)

第十条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十号中「登記」を「権利ノ登記」に改める。

第二条第三項を次のように改める。

所有權ノ登記アル建物ニ付床面積ノ増加ニ係ル登記ヲ為シタルトキハ所有權ノ登記名義人又ハ其ノ相続人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ床面積ノ増加部分ノ価格ノ千分ノ六ノ登録税ヲ納ムベシ(非訟事件手續法の一部改正)

第十一条 非訟事件手續法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百五十七條中「第十条」を「第十一条」に、「第一百五十條、第一百五十一條、第一百五十三條、第一百五十四條」を「第一百五十二條乃至第一百五十五條」に改める。

(公有水面埋立法の一部改正)

第十二条 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「第二百二十九条」を「第二百四十一条」に改める。

(抵当証券法の一部改正)

第十三条 抵当証券法の一部を次のように改正する。

第十八条中「第六十四条、第八十一条又ハ第九十三条」を「又ハ第六十六条」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条中「第六十五条」を「第六十七条」に改める。

「第六十七条」に改める。

第四十一条中「第十条、第十二条」を「第十一条、第十三条」に、

「第四十五条」を「乃至第四十五条」に、「第一百五十一条、第一百五十一条、第一百五十三条及第一百五十四条」を「第一百五十二条乃至第一百五十五条」に改める。

(法務省設置法の一部改正)

第十四条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条の二第一項中「第八号」を「第七号」に改める。

2 附則第三条第三号の規定により

適用される第二条の規定による廃止前の土地台帳法及び家屋台帳法の規定による土地台帳及び家屋台帳に関する事項は、前項の規定による改正後の法務省設置法の適用については、同法第六十四条に掲げる事項とみなす。

(土地改良法の一部改正)

第十五条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第五十五条中「土地改良区は」の下に、「政令の定めるところにより」を加え、「既登記の」を削る。

第一百十四条を次のように改める。

(登記の特例)

第一百十四条 土地改良事業を行なう者は、その事業を行なうため必要がある場合には、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手續をすることが出来る。

第一百十五条の見出しを削る。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三百四十一条第十号を次のように改める。

十 土地課税台帳 土地登記簿に登記されている土地について第三百八十一条第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一条第十一号中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改める。

第三百四十一条第十二号を次のように改める。

十二 家屋課税台帳 建物登記簿に登記されている家屋について第三百八十一条第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

第三百四十一条第十三号中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改める。

第三百四十一条第二項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「家屋台帳」を「建物登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている者」に、「登録されている個人」を「登記又は登録されている法人」を「登記又は登録されている法

人」に、「登録されている第三百四十八条第一項」を「登記されている第三百四十八条第一項」に改め、同条第五項中「土地台帳に所有者として登録」を「土地登記簿に所有者として登記」に、同条第六項中「土地台帳」を「土地登記簿」に、「登録されている者」を「登記又は登録されている者」に、「登録される日」を「登記される日」に改める。

第三百六十八条の見出し中「届出」を「申請」に改め、同条第一項中「土地台帳法若しくは家屋台帳法の規定によつて登記所に申告」を「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第八十条第一項若しくは第三項、第八十一条第一項若しくは第三項、第八十一条ノ八、第九十三条第一項若しくは第三項、第九十三条ノ二第一項若しくは第三項若しくは第九十三条ノ六の規定によつて登記所に登記の申請」に、「申告をしなかつた」を「申請又は申告をしなかつた」に、「申告をした」を「申請又は申告をした」に改める。

第三百八十一条第一項中「土地課税台帳となるべき土地台帳の副

本」を「土地課税台帳に、「これに記載された」を「土地登記簿に登記されている土地について不動産登記法第七十八条各号に掲げる事項、所有権、質権及び百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第二項中「土地台帳に登録」を「土地登記簿に登記」に改め、同条第三項中「家屋課税台帳となるべき家屋台帳の副本」を「家屋課税台帳」に、「これに記載された」を「建物登記簿に登記されている家屋について不動産登記法第九十一条各号に掲げる事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該」に改め、同条第四項中「家屋台帳に登録」を「建物登記簿に登記」に改め、同条第七項中「土地台帳又は家屋台帳」を「土地登記簿又は建物登記簿」に、「登録」を「登記」に、「その申出を相当と認めるときは、遅滞なく」に、「とり、その申出を相当でない」と認めるときは、遅滞なく、その

旨を市町村長に通知しなければならない」に改める。

第三百八十二条の見出し中「通知」の下に「及びこれ」を加え、

同条中「土地台帳法第三十九条又は家屋台帳法第二十二條」を「前二項」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

登記所は、土地又は建物の表示に関する登記をしたときは、十日以内に、その旨を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、所有権、質権若しくは百年より永い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の表示の変更の登記若しくは百年より永い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合に準用する。ただし、登記簿の表題部に記載した所有者のために始めて所有権の登記をした場合又は始めてした

所有権の登記を抹消した場合、はこの限りでない。

第四百二十三條及び第四百三十二條中「土地台帳又は家屋台帳に登録を」と「土地登記簿又は建物登記簿に登記」に改める。

2 前項の規定による改正前の地方税法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳は、同項の規定による改正後の同法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳とみなす。

3 第一項の規定による改正前の地方税法の規定により課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

(土地家屋調査士法の一部改正)
第十七條 土地家屋調査士法の一部を次のように改正する。

第一條中「不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項を」と登記簿における不動産の表示に改める。

第二條中「土地台帳又は家屋台帳の登録を」と「不動産の表示に関する登記」に、「申告手続を」と「申請手続」に改める。

第三條を次のように改める。

第三條 土地家屋調査士試験に合格した者は、調査士となる資格を有する。

第五條第二項中「土地台帳及び家屋台帳の登録を」と「不動産の表示に関する登記につき必要な土地及び家屋の調査、測量及び申請手続」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、測量士若しくは測量士補又は建築士となる資格を有する者に対しては、土地及び家屋の調査及び測量についての試験を免除する。

第十九條第一項中「これらの結果を必要とする申告手続を」と「これらが必要とする申請手続」に改める。

2 この法律の施行の際現に土地家屋調査士名簿に登録を受けている者及び昭和三十五年九月三十日までに土地家屋調査士名簿に登録を受ける者の土地家屋調査士の資格に関しては、前項の規定による改正後の土地家屋調査士法第三條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

(採石法の一部改正)

第十八條 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一條第四項を削り、第五項を第四項とする。

(国土調査法の一部改正)

第十九條 国土調査法の一部を次のように改正する。

第二十條の見出しを「(成果の写の送付等)」に改め、同条第一項中「登録を」と「登記」に、「土地台帳以外の台帳で政令で定めるもの」を「政令で定める台帳」に改め、同条第二項中「土地台帳以外の」を削り、「前項の規定を」と同項の規定に、「土地台帳又は」と「土地の表示に関する登記及び所有権の登記名義人の表示の変更の登記をし、又は」に改め、同条第三項中「合筆」の下に「の登記」を加える。

第二十條の二を削る。

第三十二條(見出しを含む)中「分筆又は合筆を」と「分割又は合併」に改める。

第三十二條の二第一項中「合筆」を「合併」に改め、「当該土地の」の下に「登記簿の表題部に所有者と

して記載された者若しくは」を加え、「相続による所有権の保存若しくは」を「所有権の保存若しくは相続による」に改める。

(道路交通事業抵当法の一部改正)

第二十條 道路交通事業抵当法の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「未登記を」と「所有権の登記のないもの」に、「登記又は登録を」と「所有権の登記又は登録」に改める。

第十條を次のように改める。

第十條 削除

第十二條中「不動産登記法第三十六條第三号から第八号まで」を「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第三十六條第一項第二号から第七号まで」に改める。

第十九條中「第十七條ノ二から」を「第十七條から」に、「第十七條ノ二及び第十七條ノ三を」第十七條から第十七條ノ三まで」に改める。

(農地法の一部改正)

第二十一條 農地法の一部を次のように改正する。

第七十七條を次のように改める。

第七十七條を次のように改める。

第七十七条 削除

第八十六条中「土地台帳」を「土地登記簿」に改める。

(土地区画整理法の一部改正)

第二十二條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第八十二條の見出し中「分筆及び合筆」を「分割及び合併」に改め、同条第一項を次のように改める。

施行者は、土地区画整理事業の施行のために必要がある場合においては、所有者に代わつて土地の分割又は合併の手續をすることが出来る。

第八十二條第二項中「分筆」を「分割」に改める。

第七十七條第二項中「既登記の」を削り、「ときは」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

〔大川光三君登壇、拍手〕

○大川光三君 ただいま議題となりました不動産登記法の一部を改正する等の法律案について、委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

本法律案の趣旨は、不動産制度の合理化をはかるため、土地台帳及び家屋

台帳の制度を廃止して、不動産登記制度に統合一元化し、もつて登記手續に關する規定を整備しようとするものであります。

法務委員会におきましては、三月三日政府当局より提案理由の説明を聞き、質疑に入り、同月二十二日には東京大学教授加藤一郎君ほか二名の参考人から意見を聴取の上、さらに質疑を続行、この質疑の過程で問題となつたものは、新たに設けられる不動産表示登記の法律的性格、保証書による登記申請の乱用を防止するため、事前通知制度の採用、登記義務者につき確実な知識なしに保証をした者に対する罰則の新設等であります。これらの点に對し、政府当局からそれぞれ答弁がありましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて同月二十五日質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して井川委員から、本改正案は適切妥當なものとし、本法案の実施に伴う人的物的施設の充実強化をはかることを政府当局に要望して賛成の意見が述べられ、次に、亀田委員からは日本社会党を代表し、一元化の理論上の疑義、時期の適否並びに保証書に

關する刑罰の不均衡等を理由として反對の意見が述べられました。次に、赤松委員から民主社会党を代表して、本制度実現につき、施設の整備、従事する職員の待遇改善の実現等の希望を述べて賛成の意を表されました。

討論を終わり、採決に入りましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

○本日の會議に付した案件

一、自治庁設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、中国地方総合開発促進に關する決議案

一、日程第一 公立学校の学校医の公務災害補償に關する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 日本原子力研究所法の一部を改正する法律案

一、日程第三 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

一、日程第四 不動産登記法の一部を改正する等の法律案

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君
副議長 平井 太郎君

議員

杉山 昌作君 石田 次男君
牛田 寛君 村山 道雄君
柏原 ヤス君 小平 芳平君
田中 清一君 加賀山之雄君
稲浦 鹿藏君 大谷藤之助君
加藤 正人君 奥 むめお君
常岡 一郎君 北條 雋八君
岩沢 忠恭君 苦米地英俊君
野本 品吉君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 天坊 裕彦君
市川 房枝君 大谷 登潤君
堀 末治君 村上 義一君
辻 政信君 太田 正孝君
笹森 順造君 黒川 武雄君

泉山 三六君 杉原 荒太君

鍋島 直紹君 谷村 貞治君

天竺 良吉君 櫻井 三郎君

北畠 教真君 川上 為治君

徳永 正利君 安部 清美君

鈴木 万平君 林田 正治君

松野 孝一君 柴田 栄君

増原 恵吉君 平島 敏夫君

勝俣 稔君 山本 利壽君

後藤 義隆君 塩見 俊二君

秋山俊一郎君 上原 正吉君

岡崎 真一君 古池 信三君

武藤 常介君 松平 勇雄君

田中 茂穂君 藤野 繁雄君

杉浦 武雄君 近藤 鶴代君

西郷吉之助君 高橋進太郎君

吉武 恵市君 下條 康廣君

小橋 治和君 前田佳都男君

宮澤 喜一君 石谷 憲男君

村上 春藏君 鹿島 俊雄君

植垣弥一郎君 青田源太郎君

仲原 善一君 堀本 宜実君

松村 秀逸君 井川 伊平君

上林 忠次君 西田 信一君

梶原 茂嘉君 鈴木 恭一君

大川 光三君 佐野 廣君

山本 米治君 小沢久太郎君

鈴木 幸弘君	青柳 秀夫君
安井 謙君	斎藤 昇君
小柳 牧衛君	谷口弥三郎君
木内 四郎君	木暮武太夫君
重宗 雄三君	那 祐一君
一松 定吉君	津島 壽一君
伊能繁次郎君	米田 勲君
千葉千代世君	森中 守義君
北村 暢君	横川 正市君
鈴木 強君	坂本 昭君
伊藤 顯道君	木下 友敏君
大谷 賛雄君	重政 庸徳君
阿具根 登君	大和 与一君
近藤 信一君	大倉 精一君
矢嶋 三義君	荒木正三郎君
光村 甚助君	湯澤三千男君
井野 碩哉君	野澤 勝君
加藤シヅエ君	清澤 俊英君
阿 三郎君	戸叶 武君
岩間 正男君	須藤 五郎君
山本伊三郎君	小柳 勇君
基 政七君	藤田藤太郎君
田上 松衛君	秋山 長造君
藤田 進君	加瀬 完君
相馬 助治君	向井 長年君
小林 孝平君	松浦 清一君
松澤 兼人君	佐多 忠隆君

田中 一君 島 清君
千葉 信君 久保 等君
羽生 三七君 内村 清次君
松本治一郎君 山田 節男君
赤松 常子君
国务大臣

内閣総理大臣 岸 信介君
法務大臣 井野 碩哉君
文部大臣 松田竹千代君
農林大臣 福田 赳夫君
国务大臣 石原幹市郎君
国务大臣 菅野和太郎君
国务大臣 中曾根康弘君
政府委員

法制局長官 林 修三君
自治庁長官 柴田 護君
官官房長

〔第十号参照〕

審査報告書

捕獲審検所の検定の再審査に關する法律の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月一日

運輸委員長 平島 敏夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本国との平和条約第十七条による捕獲審検所の再審査の要請に關する連合国の状況にかんがみ、昭和三十五年四月二十七日限り失効する現行法の存続期間を一年延長するとともに関係法律の改正にとりなり条文の整備を図らうとするものであつて、本委員会は妥當な措置と認めた。

二、費用

本法律の施行には、別に費用を要しない。

審査報告書

南大東島における高層気象観測に必要な物品の譲与に關する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月八日

運輸委員長 平島 敏夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政府が、南大東島

における高層気象観測業務を行なうため必要な物品を琉球政府に譲与することができるよう財政法第九条の特別立法として制定されたもので、台風その他の災害予防に資するところがあり、本委員会は妥當な措置と認めた。

二、費用

本法施行のため必要な費用として、昭和三十五年度一般会計予算に五百二十七万五千円が計上してある。

審査報告書

国内旅客船公団法の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月八日

運輸委員長 平島 敏夫

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国内旅客船公団の昭和三十五年度事業資金のうち二億円については、同公団の業務を円滑に運営するため同公団の資本

金を増額してこれにあてようとするものであつて、本委員会は適當な措置と認めた。

二、費用

昭和三十五年度産業投資特別会計予算に国内旅客船公団出資金二億円が見込まれている。

審査報告書

養鶏振興法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十五年三月八日

農林水産 堀本 宜実
委員長

参議院議長松野鶴平殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、養鶏の振興を図り、農家経済の安定と国民の食生活の改善に資するため、標準鶏及びその認定、標準鶏の種卵及びこれら種卵からふ化した鶏のひなに關する表示、ふ化業者の登録等優良資質の鶏の普及並びに養鶏振興審議会の設置その他養鶏振興に關する措置を規定したものであつて、適當と認められる。

二、費用

この法律施行に要する経費として約三百五十万円が、昭和三十五年一般会計予算に計上されている。

〔参照〕

三月二十六日議長において、左の通り議席を変更した。

一八四 占部 秀男君
二一九 片岡 文重君

参議院会議録第十二号中正誤

ハシ段 行 誤 正

一五三 三 大宜伝 大宜伝
一七三 三 法水 治水

昭和三十五年三月二十八日 参議院會議錄第十三号

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(郵送料六円)
發行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一三三六